

第四次
愛知県教育振興基本計画
(仮称)

中間とりまとめ案

未定稿

2020年11月
愛知県・愛知県教育委員会

目次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1

第1章 めざすあいちの教育

1 基本理念	4
2 基本的な取組の方向	5

第2章 取組の柱と施策の展開

○施策を展開するに当たって	9
---------------	---

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	10
(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	12
(3) SDGsの視点を踏まえた教育の推進	14
(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	16
(5) 理数教育の推進	20
(6) 特別支援教育の充実	22
(7) 幼児教育の充実	26
(8) 私立学校の振興	28
(9) 大学等高等教育の振興	30

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育・多様性理解の推進	32
(11) 道徳教育の充実	34
(12) いじめへの対応の充実	38
(13) 不登校児童生徒への対応の充実	42
(14) 主権者教育等の推進	44

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(15) 生涯学習の推進	46
(16) 家庭教育・子育ての支援の充実	48
(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	52
(18) 健康教育・食育の推進	56

4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	
(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	58
(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	62
(21) 産業を支える人材の育成	64
5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	
(22) グローバル社会への対応の推進	66
(23) 外国語教育の充実	70
(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	72
6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	
(25) 学校における働き方改革	76
(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	80
(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	82
(28) 学校施設・設備の充実	84
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	
(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	86
(30) 安全・防災教育の推進	88

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、2007年4月に、「あいちの教育に関するアクションプラン」(以下「アクションプランⅠ」という。)を、2011年6月に、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」(以下「アクションプランⅡ」という。)を、2016年2月に「あいちの教育ビジョン2020」(以下「教育ビジョン2020」という。)を策定し、教育の総合的な方向性を示し、教育行政を実施してきました。

この間に、AI(人工知能)やIoT(もののインターネット化)、ロボティクスなどの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、子供を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、地震や豪雨などの大規模災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が、学校や教育活動の在り方に大きな影響を及ぼしています。

このような背景を念頭に、アクションプランⅠ・Ⅱ、教育ビジョン2020の基本理念を継承しつつ、時代の状況や社会の変化に伴う、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力などを踏まえて、本県の今後の教育への取り組みの方向性を示す、新たな計画を策定することにしました。

2 計画の性格

本ビジョンを、教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるとともに、本ビジョンにおける「基本理念」と「基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

3 計画期間

2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間

第1章 めざすあいちの教育

- 1 基本理念
- 2 基本的な取組の方向

1 基本理念

教育においては、どんなに社会が変化しようとして「時代を超えて変わらない価値のあるもの」(不易)と、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」(流行)があります。

そこで、子供たちに「知・徳・体」をバランスよく育成するとともに、社会の変化の激しさにも自分を見失わず、夢や志をもちながら前向きに社会に関わり、自らの人生を切り拓いていく資質を養うことで、生きる力を育むことが重要です。

本ビジョンでは、教育ビジョン2020の基本理念を継承し、子供たちが自分の力を高め、自分たちが社会を担う主体となって、これからの社会をよりよいものにし、豊かな人生を送ることができることをめざします。

さらに、「多様化する社会において、自他の生命を尊ぶとともに、多様な人々の存在を重んじ、共に生きようとする豊かな人間性を育むこと」、「高度情報化されたグローバル社会を生き抜くため、自分の存在の基盤となる故郷を大切にすることを育むとともに、これからのあいちや日本、世界を担っていく気概と意欲をもちながら、自ら学び、追究し続ける態度を育てること」、「社会において、自分らしさを生かしたり、多様な考え方や価値観をもつ人たちのそれぞれを認め合うことができる力を育成すること」という視点が重要であるとの考えのもと、基本理念を次のように決めました。

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本に、
かけがえのない生命や多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と、
「知・徳・体」にわたる生きる力を育むとともに、
ふるさとあいちの文化・風土に誇りを持ち、世界的視野で主体的に深く学び、
自分らしさを社会で生かし、お互いのよさを生かし合える人を育む
あいちの教育を進めます。

2 基本的な取組の方向

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の能力・適性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的に学び、協働して学びを確かなものにし、深く考える中で生きる力を身に付け、自己実現をめざす姿勢を育みます。

☞ 取組の柱

- ① 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- ② 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進
- ③ SDGsの視点を踏まえた教育の推進
- ④ 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり
- ⑤ 理数教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の充実
- ⑦ 幼児教育の充実
- ⑧ 私立学校の振興
- ⑨ 大学等高等教育の振興

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った 道徳性・社会性を育みます

命を大切にできる心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

☞ 取組の柱

- ⑩ 人権教育・多様性理解の推進
- ⑪ 道徳教育の充実
- ⑫ いじめへの対応の充実
- ⑬ 不登校児童生徒への対応の充実
- ⑭ 主権者教育等の推進

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。

☞ **取組の柱**

- ⑮ 生涯教育の推進
- ⑯ 家庭教育・子育ての支援の充実
- ⑰ 学校体育・生涯スポーツの充実
- ⑱ 健康教育・食育の推進

(4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりとって、あいちを担っていく進取の精神を育てます。

☞ **取組の柱**

- ⑲ ふるさと教育の推進と新たな文化の創造
- ⑳ 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進
- ㉑ 産業を支える人材の育成

(5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。

☞ 取組の柱

- ②② グローバル社会への対応の推進
- ②③ 外国語教育の充実
- ②④ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実

(6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

☞ 取組の柱

- ②⑤ 学校における働き方改革
- ②⑥ 開かれた学校づくりと学校への支援
- ②⑦ 教員の人材確保と資質向上の推進
- ②⑧ 学校施設・設備の充実

(7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びをとめない環境の整備に努めます。

☞ 取組の柱

- ⑳ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障
- ㉑ 安全・防災教育の推進

第2章 取組の柱と施策の展開

施策を展開するに当たって

○ 社会全体で取り組む

家庭、地域、学校の三者が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して教育活動に取り組むことが求められています。また、社会情勢の変化や地域の実情に応じた活動を展開するためには、学校、自治体、産業界、大学、NPO等の関係機関が、相互に連携して取り組む必要があります。

○ すべてのライフステージで、切れ目のない活動を行う

幼児の育ち、小中学校、高等学校、大学や専門学校、そして、社会に出てからと、子供には発達段階によって、その時々にはふさわしい学びがあります。そのため、系統性に沿った教育活動を展開していくことや、段階によって途切れることなく取り組んで行くことが必要です。

また、学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性を重視することや、地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが求められています。

○ SDGsの考えに基づいた活動であること

SDGsに示されている、人権意識の向上や持続可能な共生社会の実現は全世界で取り組む目標です。「持続可能な社会にも有益な取組である」、「誰一人取り残さない取組である」ことに留意し、SDGsの考えに沿って取り組むことが大切です。

○ 多様性を尊重する

全ての県民が自分らしく生きていくことができるよう、多様性が尊重され、国籍、言葉、考え方などの違いによって差別されることのない社会の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実

現状と課題、施策の方向

- 子供たちが、急激な社会の変化や経験したことが無いような困難な状況に遭遇したとしても、自らの力で未来を切り拓き、より豊かな人生を送ることができるよう、「生きる力」を育むことが重要です。
- 新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努め、社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の修得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力等」の育成、学びを自らの人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を進めることを求めています。
- これらの資質・能力を育成するため、学校と社会が連携した「社会に開かれた教育課程」の実現と、教育活動の質を向上させる「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る必要があります。
- また、すべての子供たちに個々の理解状況や適性に合わせた「個別最適な学び」を実現するため、少人数による指導体制や、ICTを活用した教育の推進を図るなど、学びの環境の充実に向けた取組が必要となっています。
- こうした取組を進めることにより、「個別最適な学び」と、従来からの仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」のそれぞれのよさを発揮させることで、「生きる力」の育成を図ります。

施策の展開

① 主体的・対話的で深い学びの推進

- 児童生徒が、習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たにし、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、思いをもとに創造的な活動をする授業を推進します。
- 言語活動の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動、体験活動、課題選択及び自主的、自発的な学習の促進など、児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせた授業改善を推進します。

- 「協働的な学び」の基盤となる、児童生徒一人一人のよい点や可能性を生かす、認め合い、誰もが活躍できる学年・学級づくりを推進します。
- ICTを積極的に活用して、児童生徒が自発的に調べ、仲間とつながって考え、自らの学びを社会に発信するなど、主体的な追究ができる授業づくりを推進します。
- 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立します。
- 国の計画に準じて、小学校における教科指導専門教員の配置について、検討します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に関する研究成果を、愛知県高等学校教育課程研究協議会や研究発表会等を通して全県の高等学校に普及します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に関する研修に取り組んでいる私立中学校、高等学校を支援します。

② 少人数教育等、学びの環境の充実

- 少人数学級や、チーム・ティーチングなどによる少人数指導を推進します。
- 特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用した学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備します。
- 人口減少地域における教育の充実を図るため、児童生徒が減少する地域の小規模校に対し、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る県基準を継続します。また、連携型の中高一貫教育を行う中学校への連携教育の推進に必要な教員の配置を継続します。
- 課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームやアクティブラーニングルームを整備することを目指します。
- ICTを活用した教育の推進を図るため、タブレット端末や高速大容量の校内情報通信ネットワーク等を整備している私立中学校、高等学校を支援します。
- 実務経験や専門的知識をもつ社会人を活用している私立高等学校を支援します。

③ 個別最適な学びの保障

- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、教育ビッグデータを収集し、学習履歴を活用した指導・支援をするなど、個別最適な学びの保障を推進します。
- 全国学力・学習状況調査について、「愛知県版結果分析ソフト」を作成・配布し、各学校で自校の学力を分析し、課題を把握することで、個別指導に生かします。
- 1人1台端末での学習システムの活用を進め、学力検査やフィードバック、学習履歴や教育ビッグデータの利活用を進めるとともに、災害時や感染症発生時における臨時休業等の際に、家庭とつなぐオンライン学習による学びの保障にも活用します。
- モデル校でのICTを活用した学びの構築についての研究の実施、教員研修、小学校高学年における教科担任制の研究、GIGAスクールサポーターの配置等を行います。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」の到来を迎え、これからの子供たちは、これまで経験したことのない、新たな社会の中で生き抜いていくため、情報や情報手段を主体的に活用する能力を身に付けることが、より一層重要となっています。
- 2019年に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」では、学校設置者である地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定・実施することや、設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずることが規定されました。また、新学習指導要領においては、各学校におけるICTを活用した学習活動の充実が明記され、各教科等の特質に応じて、児童生徒がICTを活用して、情報の収集・発信・共有などを行ったり、プログラミング的思考や情報モラル・ネットワークセキュリティ等に関する知識を学んだりしていくことが示されています。
- 2019年12月に国が公表した「GIGAスクール構想」により、小中学校の児童生徒への1人1台端末の配備、高等学校への高速・大容量の校内情報通信ネットワークの整備など、学校のICT環境は急速に拡充されました。今後は、多様な児童生徒の資質・能力を育成するため、あらゆる学習活動でICTを活用し、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していくことを目指します。

施策の展開

① 情報活用能力の育成

- 児童生徒が、ICTを活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、すべての教科において、情報活用能力を育成していきます。
- 事業者と協力し、小学生のプログラミング教育の充実と、発達の段階に即して系統的に育成されるよう、小・中・高等学校を見通したプログラミング教育が展開できるように市町村及び学校を支援します。
- 児童生徒が、興味・関心を持ちながら、情報モラル、情報セキュリティを学ぶことができるよう、ICT事業者の技術を活用した教材の導入、指導方法の研究、実践を進めます。

② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現

- 義務教育では、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成します。
- 高等学校教育では、ICTを活用してSTEAM教育を展開するなど、実社会での課題解決に生かすための教科等横断的な学びを実現していきます。
- 誰もが個別に最適化された学びにアクセスできるよう、ICTによる個々の児童生徒の学習状況や心身の状況の一元的な把握、特別な支援を必要とする児童生徒や、外国人児童生徒、経済的支援が必要な児童生徒、不登校児童生徒、特異な資質・能力をもつ児童生徒などへの支援、山間地域、離島などの地理的な条件に左右されないICTの活用など、教育におけるICTの活用を進めます。
- ICT環境や先端技術を効果的に活用した教育の在り方について、全ての学校種の教員、児童生徒、保護者がイメージできるよう、さまざまな機会を通じて情報提供を行います。
- ICTを活用した教育の推進に取り組む私立学校を支援します。

③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実

- 小中学校、特別支援学校では、GIGAスクール構想に基づき、また、高等学校では、国や他県の動向も踏まえながら、県が整備した端末に加えて、BYOD、CYODも活用し、全ての学校種において1人1台端末環境の早期実現を図ります。
- 小中学校や県立学校に整備した児童生徒用端末を家庭における学習でも活用できるよう、県教育委員会において貸出ルール例を作成します。
- 小中学校の1人1台端末の次期更新に向け、BYOD、CYODの研究を進めます。
- 1人1台端末に対応した学校の通信回線や、デジタル教科書・教材等の導入など、国や最新技術の動向を踏まえながら、経費と機能両面で最適なICT環境の充実に努めます。
- 全ての学校種において、クラウド型教育システムにより個々の学習履歴の把握と児童生徒への還元を図るとともに、匿名化された教育ビッグデータを活用した指導方法の改善を進めます。また、児童生徒が日常的にICTを学びに活用できるような導入事例を市町村に提供していきます。
- 教員を対象としたICT活用研修、ICT教育指導教員の育成・支援、校長等管理職向けICT活用セミナーの開催など、研修内容や支援の方法を工夫し、ICT活用に向けた教員の技量の向上と意識改革を図ります。さらに、講義型の教員研修を原則、ICTによるオンライン型研修へ転換することを目指し、出張時間と経費の縮減を図ります。
- 統合型校務支援システム、既存の業務効率化アプリを活用し、教務、校務分掌など学校の業務の合理化を進めます。
- ICT教育環境の改善に取り組む私立学校を支援します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(3) SDGsの視点を踏まえた教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 2015年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を達成年限とした17の国際目標のことをいいます。目標は、働き方や生産・消費などの経済に関する課題、健康や教育など社会に関する課題、気候や生き物など環境に関する課題の3つの分野から構成されており、これらの課題をバランスよく達成することが、人々と地球にとって持続可能な社会の実現へ繋がっていきます。
- SDGsは開発途上国だけでなく、先進国を含めたすべての国で取り組むべき目標であり、政府、地方自治体、民間企業・団体など、あらゆる主体のすべての人々に目標達成に向けた行動が求められていることが特徴です。本県も、2019年に「SDGs未来都市」に選定されており、「愛知県SDGs未来都市計画」をもとに、SDGsの達成をめざしています。
- SDGsの17の目標のうち、「目標4」は教育に特化したもので、「目標4」を構成する10のターゲットのうちターゲット4.7に、ESD（持続可能な開発のための教育）が記載されています。ESDによる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育はSDGs達成の鍵とされており、教育には大きな期待が寄せられています。
- 2014年に本県で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」で採択された「あいち・なごや宣言」では、若い世代の「人づくり」の重要性がうたわれています。また、本県のユネスコスクール加盟校数は全国最多であり、各校では、環境、国際理解、人権などの課題について、身近なところからその解決に取り組むための学習が展開されています。さらに、新学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、地域や地球規模の様々な課題について、一人一人が主体的に考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。こうしたことから、SDGsとのつながりを意識しながら、ESDをはじめとする教育活動を一層推進していきます。
- SDGsの環境分野に関して本県は、環境をテーマとして開催した愛知万博や生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催等を通じて県民・事業者等の高い環境意識が醸成されてきています。環境に対する高い県民意識をさらに維持向上していくために、「家庭」「学校」「社会」それぞれの主体が、連携・協働しながら、環境学習を拡充していくことが重要です。学校において普段の授業や活動の中に環境の視点を取り入れるとともに、学んだことを家庭や地域で実践することで、学校の外へ発展する環境教育を展開していきます。

施策の展開

① SDGsについての学習の推進

- 「愛知県SDGs推進本部」のもと、SDGsの理念を具体化する取組を推進します。
- 各学校における総合的な探究（学習）の時間などを通してSDGsの理念や意義を学ぶとともに、各教科や活動にSDGsを関連付けた学習を推進します。

② SDGsを取り入れたESDの推進

- SDGsを取り入れた新たなESDの視点に立った学習指導や教員研修を充実させていきます。
- ESDの推進拠点と位置づけられているユネスコスクールについて、他校のESD実践事例を学ぶことや意見交換等のため、ユネスコスクールの活動事例集の発行や、ユネスコスクール交流会、ユネスコスクール支援会議を開催します。
- 各学校における総合的な探究（学習）の時間やAGH等の取組を通して持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。
- 私立学校の行うESDに関する教員研修、ユネスコスクールに加盟している私立高等学校を支援します。

③ 環境教育の推進

- 「愛知県環境学習等行動計画2030」に基づき、「家庭」「学校」「社会」において、それぞれが連携・協働しながら、環境学習を推進します。
- 幼稚園や学校において、「あいち環境学習プラザ」「もりの学舎」等の環境学習施設の利用や身近な自然の中での体験学習など、発達段階に応じた環境学習を実施します。
- 小中学校における環境に関する出前授業や、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」等を活用し、自然、水・空気、資源循環、地球温暖化等に関する環境学習を推進します。
- 中高年・シニア世代を講師として活用し、小中学生に対する環境学習を実施します。
- 県立工科高校において、「環境科学科」を設置し、本県の環境にやさしい製品等についての品質検査や試験・分析等の職に関する技術を身に付けた人材を育成します。
- 「環境教育 協働授業づくりハンドブック」等を活用した研修の実施により、学校が社会に開かれた教育課程を実現しやすい環境づくりを推進します。
- 講演会や体験活動等による環境教育を実施している私立中学校、高等学校を支援します。



1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり

現状と課題、施策の方向

- 児童生徒の学習に対する興味・関心や希望する進路はますます多様化するとともに、不登校や、経済的に恵まれない家庭環境にある児童生徒、日本語能力が十分身に付いていない外国人児童生徒などが増加しています。また、社会に出てから、学び直しを希望する人など、多様な学習ニーズに対応できる学校づくりが一層重要になってきています。
- グローバル化とデジタル化が急速に進み、産業社会が求める人材育成ニーズが高度化・多様化する中で、児童生徒が社会で活躍できるよう学校教育にも対応が求められています。
- 本県では、2015年に策定した「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）」に基づいて策定した、「県立高等学校教育推進実施計画（第1期）」及び「県立高等学校教育推進実施計画（第2期）」により、多様なニーズを踏まえた学校づくりを進めていきます。
- また、学校以外の教育施設等との連携や、県民の多様な学びを保障する上で重要な役割を担う私立学校、専修学校、各種学校など様々な学校種の振興を図ります。

施策の展開

① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化

- 2023年度に城北つばさ高等学校昼間定時制課程を県立定時制課程初の総合学科に改編します。また、これまでの各総合学科高校の取組成果を検証し、新たな設置を検討します。
- グローバル人材育成の全県的な拠点校を設置し、グローバル企業が集積する地域の特性を生かした企業等との連携により国際的な課題の探究に取り組む教育活動に取り組みます。
- これまでのコスモサイエンスコースにおける取組の成果を踏まえ、「理数科」や「理数コース」への改編により、理数分野の人材を育成します。
- 観光産業全般で活躍できる人材を育成する「観光ビジネスコース」の新設を検討します。
- 将来、看護師や理学療法士等として活躍できる人材を育成する「医療・看護コース」の新設を検討します。
- 既設の「教育コース」の成果を検証し、地域のバランスを考慮して新たな設置を検討します。

- 国の普通科改革の動向を踏まえて、「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」についての研究を進め、普通科の在り方について改めて検討します。

② 全日制単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実

- 既存の学年制の高等学校等を、将来の進路や興味・関心に応じて科目を選択して自分のペースで学習することができる全日制単位制高校に改編するとともに、スクールカウンセラーの配置を継続・拡大し、生徒理解や生徒相談体制の充実を図ります。
- 中学校において不登校であった生徒や、中途退学を経験した生徒など、特別な事情のある生徒のニーズにこたえていくため、引き続き、ニーズの高い昼間定時制課程の新設及び募集定員を増やすことなどを検討します。
- 通信制課程については、入試日程の変更など進路選択がしやすい環境づくりについて検討するとともに、SNSの活用なども含めたきめ細かな指導体制の更なる充実を図ります。
- 定時制キャリア教育モデル推進校を指定し、その成果の普及を図ります。

③ 新しい公立高等学校入学者選抜の導入

- 中学生の成長や自己実現にとってより望ましく、多様なニーズに対応するとともに、時代や社会の状況に即した、より合理的な制度とするため、2023年度公立高等学校入学者選抜から、新しい入学者選抜制度を実施します。

④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実

- 不登校の児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえ、フリースクール等との連携を検討します。
- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する「中学夜間学級」の改善の検討や、県内市町村における夜間中学の課題についての研究を進めます。
- 外国人の子供の教育の機会を確保し、教育環境の充実を図るため、学校とNPO等との連携を図ります。
- 今後の進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒がいる実態を踏まえ、無業者を生み出さない対策や、無業者となった若者への支援策について、関係者が連携して検討を進めます。
- 若者・外国人未来塾を拡充し、中学校卒業後の進路未定者、高校中退者、ひきこもり状態の人及び外国人等、社会的困難を抱える若者に対して、主として高等学校卒業程度認定試験合格に向けた支援を行います。また、一部の会場において、日本語習得が不十分な外国人のための日本語学習支援やICTを活用した学習支援の拡充を検討します。

⑤ 県立学校の魅力化と適正配置

- 県立工業高校の「工科高校」への名称変更と学科改編に続き、その他の専門学科においても、新時代に対応した改革を検討します。
- 生徒や学校、地域の実態等に応じ、学校設定教科・科目を設けるなど、特色ある教育課程の編成・実施を推進します。
- 多様な生徒のニーズに応える様々なタイプの高等学校の設置を検討します。
- 生徒が減少する地域における学校の活性化・魅力化を進めるとともに、全県的な学校配置の具体的な構想を検討します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(5) 理数教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 社会を大きく変化させているコンピュータやAIといった科学技術の多くは、高度な理数教科の学問によって支えられています。しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の小中学生が、「算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と答えた割合は、全国平均を下回っている状況にあり、理科においても同様の傾向となっています。
- 新学習指導要領では、小中学校において、算数・数学では問題解決の喜びを感得すること、理科では実験と観察を通して理数教科の学びの有用性を認識できるようにする必要があります。また、高等学校では、各学科に共通する教科として「理数科」を新設するなど、理数教科を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高めることを目指しています。
- さらに、これからの社会では、創造力や柔軟な対応力、高度なコミュニケーション能力などを基に新しい世界を切り拓いていくことが求められています。また、本県は、自動車産業、航空宇宙産業等のものづくり産業を基盤に発展し、今後も、ロボット産業等、新たな科学技術イノベーションの起爆剤となるスタートアップの創出を目指していることから、これらの産業を担う人材の育成は重要な課題です。
- こうした現状等を踏まえ、興味関心を起点として主体的に課題を解決していく学習や探究型学習を進めるとともに、STEAM 教育やスーパーサイエンスハイスクールなどの取組や、大学や企業と連携した取組を進め、理数教育をさらに充実させていきます。

施策の展開

① 理数科の授業の充実

- 小中学校の算数・数学や理科の学習では、児童生徒の知的好奇心や探究心を駆り立て、科学的な見方や考え方を養うことを通して、算数・数学や理科が好きな子供を育てます。
- 小中学校でのプログラミング教育を積極的に進めるとともに、算数・数学科や理科と関連づける活動を取り入れ、児童生徒の論理的思考を育てます。
- 小学校の理科の授業を充実するため、教科担任制の実施や理科実験補助員の配置を進めます。

- スーパーサイエンスハイスクール事業等の成果を広く普及するとともに、理科教員の指導力向上を目的とした取組を推進します。
- 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。
- 理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を実施することができる教育環境を整備します。

② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進

- 県内の中・高校生を対象に、「サイエンス実践塾出前授業」及び「サイエンス体験研究室」を開催し、広く科学技術の普及・啓発を図ります。
- チームで科学に関する競技に取り組む「あいち科学の甲子園（高校生対象）」「あいち科学の甲子園ジュニア（中学生対象）」を開催して、科学に関する興味・関心を高めるとともに、科学の楽しさやおもしろさを味わう機会を通して科学好きの生徒を育てます。
- 児童生徒の科学技術に対する興味・関心の醸成を図るため、少年少女発明クラブの設置促進及び活性化を支援します。

③ 高等学校における先進的な理数教育の推進

- 探究の過程を通して、数学的な見方・考え方と理科の見方・考え方を組み合わせるなどして、課題を解決する力を育成します。
- 国の「スーパーサイエンスハイスクール事業」及び本県独自の「あいちSTEMハイスクール研究指定事業」により、大学や企業と連携して教科横断的な学びを推進するとともに、研究の成果を広く共有します。また、幼児期からの科学的体験の機会や小中学校における総合的な学習の時間を充実させ、教科等横断的な学習や探究的な学習を推進することで、高等学校でのSTEAM教育等を推進させ、幅広い学習や生活の場で活用できる力を育成します。
- スーパーサイエンスハイスクールを始めとする科学技術教育に力を入れている高等学校が参加する「あいち科学技術教育推進協議会」を実施し、研究や取組の成果を広く共有します。また、大学や研究機関等も含めた研究発表の場である「科学三昧 in あいち」について、参加校や参加者の一層の拡大を図ります。
- 県内6大学の協力のもとに実施している「知の探究講座」を継続実施するなど、先進的な理数教育を受ける場を一層充実していきます。
- スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている私立高等学校を支援します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(6) 特別支援教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 特別支援教育に対しては、社会全般の障害者理解促進と障害者の社会参加に関する意識の高まりや、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加、障害のある外国人幼児児童生徒等の増加などにより、さらなる取組の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どの学校種においても適切な支援・指導を受けられることができるよう、支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援体制を充実するとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うことができる専門性を持った教員を育成する必要があります。
- また、人的配置や施設設備などの教育環境を充実するとともに、自立と社会参加の促進に向けた就労支援など、障害のある方々の学校卒業後の生活が充実し、生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるよう取り組んでいくことが求められています。
- 「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」に基づき、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けて、特別支援教育を一層充実していきます。

施策の展開

① 多様な学びの場における支援・指導の充実

- 校内研修の推進や保護者に対する理解啓発、関係機関との連携など、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校（園）内支援体制のさらなる充実を図ります。
- 幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率及び引継率を向上させるため、計画の作成や引継ぎに対する保護者の理解を深められるよう取り組みます。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な活用を進めるとともに、幼児児童生徒の支援情報について、進学先や進路先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育所等、小中学校と関係機関との連携を強化します。
- 適切な教育支援の在り方について教員への周知の徹底を図るとともに、乳幼児期からの支援や教育相談体制の一層の充実に努めます。

- 地域における特別支援教育のさらなる充実を図るため、特別支援学校と小中学校・高等学校との連携を強化するとともに、地域における教育的資源の有効活用を促進します。
- 幼稚園・保育所等から就学への移行支援及び中学校から高等学校等への移行支援を円滑に行うため、地域における教育、医療、福祉、労働等の関係機関のネットワーク作りを推進します。
- 県立高等学校において、障害についての理解促進を通して生徒の豊かな人間性を育むため、障害のある生徒との実習等を通じた交流及び共同学習を推進します。
- 特別支援学校において、児童生徒の実態に基づいた重複障害学級の適正な配置を行うなど、障害の重度・重複化、多様化へ対応するための取組を推進します。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加や複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応するため、看護師の増員等により、特別支援学校の医療的ケア実施体制の充実を図るとともに、研修の充実による教員や看護師等の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校における外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒や保護者への支援体制の充実を図るため、支援員の配置や小型通訳機の配備を拡充します。
- 特別な支援を必要とする園児が就園する私立幼稚園や、特別な支援を必要とする児童生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立中学校、高等学校を引き続き支援します。

② 教員の専門性の向上

- 全ての学校種において、一人一人の教育的ニーズや障害特性に応じた支援・指導が行えるよう、各々の教員の立場や役割に応じた研修の充実と参加率の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を強化し、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の推進及び充実を図ります。
- リーダーとなる人材の育成を図るため、小中学校・高等学校と特別支援学校との人事交流や大学・研究所への派遣を積極的に進めます。
- 幼児児童生徒への支援・指導の充実を図るため、様々な分野での研究を実施します。
- 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上を図るとともに、特別支援学校の教員が、全ての特別支援教育領域の免許状を取得することを目指します。
- 児童生徒の状況やニーズに対応するため、ユニバーサルデザインの授業などの研修を充実するとともに、公立と私立の学校の教員が合同で参加できる教員研修の実施を検討します。

③ 教育諸条件の整備

- 幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに適切に対応できるよう、特別支援教育支援員等の人的配置や施設設備の充実など、多様な学びの場の整備に向けた取組を進めます。
- 県立高等学校における「通級による指導」について、生徒の現状を踏まえた通級の実施形態（自校、他校、巡回）の研究を行うとともに、全日制・定時制の課程の違い等を考慮して、実施校の拡大を検討していきます。
- 特別支援学校の過大化による教室不足解消や長時間通学の緩和、学習環境の完全等を図るため、新設校の設置等を進めます。
- 「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の改修等を進めます。
- 老朽化した県有のスクールバスを計画的に更新します。
- スクールバスの増車のみでは解消できない特別支援学校への長時間通学について、分校・分教室の設置や複数障害種の併置、通学区域の見直しなど、改善方策を検討します。
- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに対応した教育や、企業等のニーズに対応した就労支援を推進するため、特別支援学校でのICTを活用した学習指導の充実や実習設備の更新等を図ります。
- 障害の状態や病状により学校の教室で学ぶことが困難な幼児児童生徒に対して、ICTを活用した授業を実施するなど、幼児児童生徒が学び続けられる教育環境を整備します。

④ 卒業後の生活へのスムーズな移行

- 大学等と連携し、入試における配慮や入学後の支援体制、バリアフリー環境等の情報を発信するなど、障害のある生徒や保護者に対する支援を進めます。
- 「キャリア教育・就労支援推進委員会」において、引き続き就労支援策の検証や検討を行います。
- 特別支援学校高等部の職業コースを充実させるとともに、取組の成果を小中学校や高等学校へ発信することにより、障害のある児童生徒に対する職業教育の充実を図ります。
- 職業教育の充実に向け、研修の充実などにより、教員の専門性の向上を図ります。
- 関係機関と連携し、就労アドバイザーを中心とした就労先（職域）の拡大、職場定着支援を進めます。
- 全ての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着支援を充実し、また、地域や企業のニーズに対応できるよう、就労アドバイザーの増員を含めた適正配置を進めます。
- 学校卒業後の学びや交流の場を確保し、生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、社会参加活動を支援します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(7) 幼児教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に、好奇心や探究心、豊かな感性など、生涯にわたる学びの基礎を育むことが重要です。
- 近年、「子ども・子育て支援新制度」や「幼児教育・保育の無償化」などの実施により、幼児教育を巡る環境は大きく変化しており、全ての子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することが一層求められています。
- 幼児教育の重要性が高まる中で、急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題があります。各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化・自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の質の向上に一層取り組んでいくことが必要です。
- 幼児教育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割を担い、幼児教育において育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育と小学校教育との連携・接続を強化することが必要です。
- 幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の専門性の向上を図るとともに、幼児教育施設・家庭・地域が一体となって取り組むことにより、県全体で質の高い幼児教育を推進していきます。

施策の展開

① 幼児教育の改善と充実

- 「愛知の幼児教育指針」に基づき、愛知県幼児教育研究協議会等において幼児教育の今日的な意義や役割、方法等について専門的な研究協議を進め、その成果を市町村等へ普及します。
- 幼児一人一人の発達を見通しながら、遊びや生活の中で、幼児が主体性を十分に発揮し、幼児期に育みたい資質・能力を育成できるよう質の高い教育を推進します。

- 交流活動や合同研修、小学校への接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、幼児教育施設と小学校との連携体制の強化に、継続して取り組みます。
 - 地域や小学校区の実情に応じて、幼児教育施設と小学校が連携し、教育課程の編成や幼児児童理解を目的とした参観・協議会等の開催に取り組みます。
 - 幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするため、幼児の発達段階を考慮しながら、ICTを基盤とした先端技術の活用を推進します。
 - 障害のある幼児や外国人幼児など、特別な配慮を必要とする幼児を支援するために必要な体制の整備に取り組みます。
 - 全ての幼児教育施設で質の高い教育・保育が展開されるよう、関係部局と県教育委員会が協力して、幼稚園教諭や保育士・保育教諭の資質と専門性の向上を図るための手引きを作成し、研修内容や研修体制の充実にに向けた取組を市町村等へ働きかけます。
 - 幼稚園教諭や保育士・保育教諭に対して効果的な研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様なニーズに対応できる専門性や実践力などの資質や能力の向上を図ります。
 - 市町村と連携を図りながら、各幼児教育施設の運営・改善のために、効率的な指導を行います。
 - 各幼児教育施設において、評価等を通じて、施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことができるよう、各園の独自性を生かしつつ、持続的な改善を促すPDCAサイクルの構築を推進します。
- ② 家庭・地域における幼児教育の支援
- 保護者や地域の幼児教育に関する理解を深めるため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した啓発活動や、保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実に図ります。
- ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
- 質の高い幼児教育を実現するために、大学等と連携しながら、幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果について、各幼児教育施設等に周知し、関係者間の共通理解を図ります。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(8) 私立学校の振興

現状と課題、施策の方向

- 本県の私立学校に在籍する幼児児童生徒の割合は、幼稚園では約9割、高等学校では約3割、専修学校では約9割と、本県の学校教育の発展にとって公立学校とともに重要な役割を果たしています。
- 各私立学校では、それぞれの建学の精神に基づく魅力あふれる学校づくりを推進しています。子供たちの多様化が進む中で、興味・関心や特性、背景を踏まえて、各私立学校には特色ある教育活動の実施がより一層求められています。
- 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図ることを目的として、私立学校に対して、学校教育に必要な経費の一部を助成します。
- 経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、授業料等の負担軽減を図ります。
- 県全体で取り組むべき教育課題の解決に向けて、公立学校と私立学校が連携・協力を図って取り組んでいきます。

施策の展開

① 特色ある教育を受ける機会の確保

- 幼児教育の充実のため、私立幼稚園が実施する地域における幼児教育に関する各種講座や保護者に対する教育相談などの活動を支援します。
- 実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校におけるスペシャリスト育成や成長分野での中核的な人材育成を支援します。
- 私立専修学校の専門課程修了者に対する専門士・高度専門士の称号付与や、職業実践専門課程の認定について周知を図ります。
- 外国人の子供の教育機会の確保し、教育環境の充実を図るため、外国人学校を支援します。

② 私立学校に対する助成

- 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため、学校教育に必要な経常費の一部を助成します。
- 学校経営の健全化及び経理の適正化を図るため、補助金の適正かつ効率的運用がされているか等各種補助金に関する検査を実施します。

③ 保護者の学費負担の軽減

- 私立学校に通う保護者の金銭的負担を軽減するため、入学料・授業料や授業料以外の教育費について支援します。

④ 公私の連携

- 愛知県公私立高等学校設置者会議を始めとした様々な機会を通じ、公私間の協議や情報交換を実施します。
- 幼児教育や特別支援教育など公私間に共通する教育課題について、公私が共に協議できる場を確保します。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施を検討します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(9) 大学等高等教育の振興

現状と課題、施策の方向

- 高等教育機関は、人材を育成し、地域の行政や産業を支える基盤として、地域、企業等の関係機関と連携・協働しながら、社会の多様な課題に対応していくことが重要です。
- 例えば、本県の高等学校では、ものづくり愛知の未来を担う高い科学技術力をもった人材の育成を進めていますが、特定分野に関心が高く、より深く学ぼうとする意欲のある生徒に対し、大学と高等学校が連携し、高校生が先進的な教育を受けることができる機会が設けられています。
- 県立の大学においては、地域を支える人材育成、地域との連携や地域への貢献を推進するため、自治体、他大学、産業界などとの連携の一層の強化に取り組むこととし、教育現場だけでなく、地域に開かれた知の拠点として、県民の学ぶ意欲にも十分に伝えていくことが重要です。
- 生涯にわたって活躍できる社会の実現のために、高等教育機関には様々な年齢や経験のある多様な学生や社会人を受入れ、多様な教育を提供する場としての役割が求められています。

施策の展開

① 大学との連携による教育活動の充実

- 県内全ての四年制大学や私立高等学校関係者、県教育委員会により構成される会議を開催し、相互の連携による具体的な取組の推進について意見交換を行います。
- 県教育委員会と県内の教員養成を行う大学等で構成された協議会において策定した「愛知県教員育成指標」に沿った教員の養成・採用・育成に向け、資質向上に関する協議会を開催します。
- 多様な教育課題への対応に向けた共同研究や教員研修などについて、県総合教育センターと大学との連携を推進します。
- 大学教授を講師とした講義や研究協議を設け、教育に関する専門的な知識を身につける機会を提供します。

② 高大及び高専連携の推進

- 大学等との連携により、高等学校で学ぶことができない先進的な教育を受ける機会を高校生に提供します。
- 大学との連携により、地域住民を対象としたスポーツ活動や、中学校や高等学校及び特別支援学校における部活動への支援を充実します。
- Webページ「あいちの学校連携ネット」の運用により、大学が行う高校生向けの講座情報や、市町村が募集する小・中学校の学校現場で学習支援を行う学生ボランティア活動の情報を提供します。

③ 県立の大学の充実

- 愛知県立大学における高校生対象講座や、高等学校への出張講義などの高大連携の取組を推進します。
- 愛知県立大学において、県教育委員会との連携による現職教員向けの研修など、教育・医療・福祉等の分野で活躍する専門職業人を対象とした講座・セミナー等を開催します。
- 愛知県立大学において、「認知症に理解の深いまちづくり」事業をはじめとした愛知県や市町村との連携による事業を実施するなど、地域の課題への対応に向けた取組を推進します。
- 愛知県立大学において、地元産業界・自治体・地域社会等との共同による実践型教育や、企業のものづくり人材等を対象としたリカレント教育など、多様な連携による取組を推進します。
- 愛知県立芸術大学において、展覧会、演奏会などを通じて教育研究成果を県民・地域に還元するとともに、アウトリーチの展開、大学収蔵作品などの資産公開、及び芸術講座の開催などを通じて、県民が芸術に親しむ機会を創出します。

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育・多様性理解の推進

現状と課題、施策の方向

- 人権の尊重は、人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは平和で幸福な社会の基礎となるものです。しかしながら、私たちの社会には、依然として、女性、子供、高齢者、障害者、部落差別、外国人、インターネット上の人権侵害などの人権問題が存在し、さらに、最近では、ヘイトスピーチ、性的指向、性自認に関わる人権問題なども指摘されています。また、2020年初頭の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者患者や家族への差別や児童虐待の増加も懸念されています。
- 一方、グローバルな社会においては、国籍、文化、習慣、考え方などの違いを認め合った上で多様な価値観を受け入れ、互いの人権を尊重し、共生していくことがますます重要となります。
- 本県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」（2019年3月改定）に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のないふるさと愛知の実現を目指して、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・多様性理解の推進に取り組んでいます。とりわけ、学校においては、子供たちの発達段階に即し、教育活動全体を通して人権尊重の精神を養い、子供たちが自分と他者の人権をともに大切にする感覚を体得できるよう人権教育・多様性理解を推進していきます。

施策の展開

① 学校等における人権教育・多様性理解の推進

- 児童生徒が人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努めます。
- 幼児期から、生活体験や自然体験等、様々な体験の機会を提供し、子供たちの社会性の育成、生命を大切にする教育の充実に努めます。
- 教員・保育士が人権教育や多様性理解に関する指導力の向上を図るため、職務や経験年数に応じた研修を継続的に実施するとともに、人権や多様性理解を取り巻く社会状況の変化に応じて内容の改善・充実に努めます。

- 私立学校における人権教育を支援するため、研修など様々な機会を捉え、人権に関する資料や情報の提供に努めます。

② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進

- 家庭における人権学習・教育や多様性理解が進むよう、家庭への情報提供や、子育てに関する相談体制の充実など、家庭への支援を進めます。
- 地域社会、家庭、学校が連携して人権学習、教育・啓発に取り組むことができるよう、PTA等社会教育関係団体の活動や、ボランティア活動等への支援を行います。
- 「あいち人権啓発プラザ」を拠点として、様々な啓発活動を行うとともに、それぞれの地域の社会教育施設が身近な人権教育・啓発の拠点として機能するよう支援します。
- 各市町村、地域における人権教育・啓発の要となる人材を育成するため、指導者の養成・研修を行います。

③ 重要な人権課題への対応

- 男女平等と人権の尊重についての意識や価値観は、幼児期から形成されていくことから発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を一層進めます。
- 学校においては、「子どもの権利条約」の趣旨を認識し、児童生徒一人一人を大切にしたい教育を進めるとともに、発達段階に応じた指導により、基本的人権尊重の精神を育みます。また、いじめの未然防止・早期発見、スクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実に努めます。
- 児童虐待を防止するため、児童相談所、学校、医療機関、警察など、地域の関係機関のネットワーク強化を図ります。
- NPO・福祉関係団体等と連携しながら、児童生徒の保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動、認知症サポーター養成などの取組を進めます。
- 部落差別の解消のため、児童生徒の発達段階や地域の実態に即し、部落差別の問題を正しく理解し、差別のない社会を実現していく意識と実践力を身に付ける教育を進めます。
- グローバルな社会を担う子供たちの共生意識の醸成、異文化理解の促進に努めます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及啓発により、感染症患者や家族等に対する差別、偏見の解消を図ります。
- インターネットによる人権侵害を防止するため、情報モラルに関する教育・啓発に努めます。
- 性的指向、性自認に関する人権問題について、正しい理解と認識を深める教育・啓発を進めるとともに、当該児童生徒の個別の状況に配慮した支援を行います。

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(11) 道徳教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 小中学校における「道徳」の「特別の教科」化は、多様な価値観が存在する現代社会においては道徳的な課題についても様々な答えがあるという立場に立ち、発達の段階に応じ、児童生徒が自分自身の問題として向き合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るものであり、この転換を着実に進めることが必要です。
- 高等学校における道徳教育では、人間としての在り方や生き方を考える教育を、「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通して充実させることが重要です。
- 「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対して肯定的に回答した本県の児童生徒の割合は、「あいちの教育ビジョン2020」の策定時に比べて増加傾向にありますが、引き続き、子供たちに、生命の尊重や感謝の気持ち、生きる喜びなどの道徳的な価値についての考えを深めさせるとともに、自己肯定感・自己有用感を更に高めるための取組を推進します。さらに、同じ場にいらなくても、様々な方策で人間関係をつくり、それを通して、自分の命を大切に思うことと同じように他の人の命を大切に思う気持ちを育てていけるよう取り組みます。
- 2020年初頭から、世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は多くの人々の命を奪っています。過去の歴史においては、こうしたパンデミックを機に、不安感の増大から、他者に対する差別や排斥、あるいは命を軽んじたりする風潮が生じたことを踏まえ、子供たちに正しい知識を基に考え、理性的に判断することができる力を育みます。
- 一方、高度情報社会の進展に伴い、スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及しており、それらを発端とした犯罪の増加や個人情報の流出、虚偽の情報の流布などの課題が生じています。そのため、情報社会での行動に責任をもつ、情報を正しく安全に利用する、コンピュータ等の使用と健康との関わりを理解するなど、高度化する情報社会において適切に行動できるよう、児童生徒に情報モラルを身に付けさせるための教育を推進していきます。

施策の展開

① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進

- それぞれの道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、様々な物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めることを目標に、研究指定校において授業方法や評価の在り方等について研究するとともに、その成果を各学校に伝達し、道徳の授業の充実を図ります。
- 地域の人々や保護者等に道徳の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育みます。
- 小中学校における道徳教育実践の取組を、道徳教育総合推進サイト「モラル BOX」で紹介して、学校間で共有します。
- 道徳教育指導参考資料「明日を拓く」や、地域ゆかりの偉人をまとめた副読本、地域に根づく伝統・文化や地域でのボランティア活動などを取り上げた教材等を活用するなど、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開します。

② 差別や偏見を許さない、命を大切にせる教育の充実

- 価値観や考え方、生活習慣の違いから、人を差別したり排除したりすることがないよう学校の教育活動の中に人権について考える活動を継続し、一層充実させます。
- 災害や感染症等への不安から、被災した人や感染症に罹患した人を排除したり、うわさや誤った情報から弱者を差別したりする行為は、重大な人権侵害であることを子供たちに学ばせ、考えさせるための活動を行います。
- 世代や年齢を越えた交流、異校種間での交流、集団での交流活動など、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。
- 家庭では愛情豊かに育てる、地域では豊かな人間関係を育む、幼児教育では人やものとの関わりを大切にする、学校教育では一人一人の存在を大切にするなど、あらゆる機会を捉えて、全ての大人が命の大切さを子供たちに伝え、自己肯定感と他の人への思いやりの心を育てる教育活動を行います。

③ 情報モラル教育の充実

- 「特別の教科 道徳」やICTを利用した教育活動に取り組む中で、児童生徒の発達段階に合わせて、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、不用意な情報発信により他の権利を損ねる場合があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害することがあることなど、自らの行動等を考えさせる学習を実施します。また、情報モラルに関する指導力を向上するため、教員研修の充実を図ります。
- 関係機関と連携しつつ、出前講座等を通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。
- 保護者を始め県民に向けて、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方や情報モラルについての啓発を継続します。
- 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(12) いじめへの対応の充実

現状と課題、施策の方向

- いじめは、子供の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子供の人権に関わる重大な問題です。
- 本県（名古屋市を含む。）における2019年度のいじめの認知件数は、小学校22,127件（全国6位）、中学校6,323件（同3位）、高等学校1,146件（同2位）です。認知件数の多さは、積極的にいじめを認知し、解決を図ろうとしていることの表れでもありますが、いじめが重大事態にならないよう常に注意する必要があります。
- いじめを起こさせないためには、いじめはどの学校にも起こりうる問題であり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる問題であるという認識を明確に持つことが重要です。また、児童生徒が主体となり、温かな人間関係づくりやいじめについて話し合うなど、自己肯定感や社会性を育成し、いじめを見て見ぬふりをしない勇気や正しい判断力を養うための取組を推進する必要があります。
- いじめを深刻化させないためには、教育相談体制を充実するとともに、学校が組織的に対応するための体制づくりや、教育委員会・学校設置者等と学校との連携強化を図り、早期発見・早期対応が可能となるよう取り組むことが重要です。
- さらに、子供たちへのスマートフォン等の普及が進む中で、インターネット上でのいじめや人権侵害が深刻な問題となっています。こうした学校だけでは解決困難な多様化・複雑化・深刻化した問題に対応するには、問題の態様や特質、原因・背景などについて、学校・家庭・地域が共通理解を図りながら、警察を始め、関係機関と連携して対応していく必要があります。
- いじめの定義や学校の対応方法を明確化した、「いじめ防止対策推進法」（2013年施行）を受けて策定した、「愛知県いじめ防止基本方針」（2014年9月策定／2017年12月改定）に基づき、学校や市町村におけるいじめ防止に関する取組を支援し、社会全体でいじめを防止する気運をさらに高め、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開していきます。

施策の展開

① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成

- いじめの未然防止に向けて、いじめはどんな集団でも起きる可能性があること、いじめが起きたときの人間関係の構造などを、校内研修や職員会議等で職員間の認識の共有を図るとともに、地域や家庭にも広報し、社会総がかりでいじめの防止に取り組みます。
- 児童生徒が友達や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような集団づくりを行っていきます。
- 児童生徒の社会性を育むため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進します。また、他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重する態度を養うため、児童生徒による日常の自治的な活動や社会体験・生活体験に積極的に取り組みます。
- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が認められ、満たされているという思いを抱けるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供します。
- いじめの未然防止に資する教員研修等を実施している私立高等学校を支援します。

② 早期発見・早期対応のための取組

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的にいじめを認知し、対応します。
- 学校は、いじめを発見したときやいじめの疑いがあるときは、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有するとともに、迅速かつ組織的に対応します。
- 学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して見守ります。
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、また、被災児童生徒や感染症を罹患した児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対する理解の促進や、必要な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

③ 教育相談体制の充実

- 公立小中学校、県立学校へスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、いじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。
- スクールソーシャルワーカーを効果的に活用できるよう県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を進めます。

- いじめに悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーターと面談や電話相談できる体制を充実します。
 - ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。
 - 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。
- ④ 学校と関係機関との連携
- いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。
 - いじめなどの問題行動に対しては、関係機関で構成する愛知県いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止対策を一層充実させていきます。
 - 公立小中学校を対象に、学校だけでは解決困難な重大事態となった案件に対応するため、スクールロイヤーを配置し、いじめ対応専門家チームと連携・協働していじめ問題の解決に当たります。
 - インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のため、ネットパトロール事業を継続します。
 - インターネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。
 - 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(13) 不登校児童生徒への対応の充実

現状と課題、施策の方向

- 本県における不登校児童生徒数は、年々増加している状況にあります。また、2016年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、教育機会の確保等に関する施策の推進に対し、国及び地方公共団体の責務が明記されたことにより、不登校児童生徒への対応を更に充実することが求められています。
- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、不登校となった理由や児童生徒が置かれた状況に応じた対応を行うとともに、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざし、自立に向けての進路の選択肢を広げるための取組を進めることが大切です。
- また、不登校児童生徒を増やさないためには、児童生徒が安心して過ごし、充実感を得られるよう、「居場所づくり」や「絆づくり」を通して、「不登校にならない、魅力ある学校づくり」を進める必要があります。
- 不登校児童生徒の家庭に対しては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行うなど、保護者の個々の状況に応じた対応を行うことが重要です。
- 不登校児童生徒一人一人の才能や能力、可能性を伸ばすためには、多様な教育を受ける機会を確保することが必要です。学校関係者や家庭、関係機関が協力し、情報を共有する体制を整えるとともに、教育相談体制の充実を図り、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

施策の展開

① 学校等の取組の充実

- 学校と適応指導教室等の関係機関を中心とした協力体制を構築し、「児童生徒理解・支援シート」を活用するなど、情報を共有しながら、組織的・計画的に不登校児童生徒への支援を実施します。
- 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、不登校になったきっかけや継続の理由を把握するなど、児童生徒の状況に応じた支援を進めます。
- 誰一人取りこぼさない学習指導や自己肯定感を育てる体験的活動、いじめや暴力行為等を許さない生徒指導、教育相談体制の充実等に努め、児童生徒への目配りや支援をきめ細かに行うことで、児童生徒の「居場所」となる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進め、早期発見・早期支援に努めます。
- 不登校生徒の受入れに取り組んでいる私立高等学校を支援します。

② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実

- 公立小・中学校、県立学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。

③ 家庭への援助

- 不登校等に悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーターと面談や電話相談できる体制を充実させます。
- 不登校の児童生徒の家庭に教育・福祉分野への就職を目指す大学生を家庭教育支援員（ホームフレンド）として派遣し、話し相手や遊び相手となることで、児童生徒の心の安定を図ります。

④ 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、本人の希望を尊重した上で、適応支援教室や不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、学び直しを希望した場合の中学夜間学級等の受け入れを活用して、社会的自立への支援を行います。
- 中学校時代に不登校であった生徒など、特別な事情をもつ生徒が自分のペースで学習できる高等学校づくりを進めます。

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(14) 主権者教育等の推進

現状と課題、施策の方向

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせるため、2015年の18歳への選挙権年齢の引き下げを契機として、小中学校から体系的に主権者教育を進めていくことが求められています。
- 主権者として必要な資質・能力の育成に当たっては、法やきまり、政治・経済に関する知識などの習得に加え、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、課題の解決に向けて協働的に追究し根拠を持って主張し合意形成を図る力、よりよい社会の実現を目指し国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質などを、教科等横断的に育んでいくことが重要です。
- また、主権者教育は、発達段階に応じて進めていく必要があり、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校では、地域の身近な課題を理解しその解決方法を考えたり、中学校や高等学校では、実際の投票箱を用いて模擬選挙を行ったりするなど、現実の社会事象を取り扱いながら、国際的にみて低いとされる若年層の政治への関心を高め、行動につながるような効果的な取組を進めていきます。
- さらに、家庭・地域との連携も重要であり、地域の行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を作り出していくことなど、家庭や地域と連携した取組を進めていきます。

施策の展開

① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進

- 幼児教育においては、きまりの大切さに気付き、守ろうとする態度や、地域の行事や公共施設など、生活に関係の深い事柄・場所に興味・関心をもつ態度を育てていきます。
- 小学校では、生活科の中で、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え安全で適切に行動する態度、自分と身近な人々、地域の様々な場所、公共物などとの関わりに関心を持ち、地域の良さに気づき、愛着を持つ態度を育てていきます。

- 「法やきまり」について理解し考察する力を育成するため、小中学校では、社会科や「特別の教科 道徳」の中で、日本国憲法における国民の権利・義務、基本的人権の尊重、法やきまりの意義、公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神を学ぶ教育を進めます。また、高等学校では、公民科、特に新設科目「公共」の中で、公共的な空間における人間としての在り方、基本原理などを学ぶ教育を進めます。
- 「政治や経済」について理解し考察する力を育成するため、小中学校では、社会科、家庭科、技術・家庭科の中で、地方公共団体や国の政治の動き、我が国の産業、市場の動きと経済、身近な消費生活が環境や社会に及ぼす影響、世界平和と人類の福祉の増大などを学ぶ教育を進めます。また、高等学校では、公民科や家庭科の中で、現代の民主政治や政治参加の意義、現代の経済社会と経済活動、財政と税、社会保障、国際平和などの現代社会の諸課題、持続可能な消費生活などを学ぶ教育を進めます。
- 「自発的・自治的な活動」について理解し思考・判断する力を育成するため、小中学校、高等学校では、学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事でのボランティア活動や職場体験活動などを通じて、集団の一員としてよりよい学校づくり、社会づくりに参画する態度を育む教育を進めます。さらに、小中学校の総合的な学習の時間や高等学校の総合的な探究の時間の中で、地域の教材や事例を活用しながら、地域の特色に応じた課題について学ぶ活動を進めます。

② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実

- 主権者として必要な政治的教養を育成するために、ICTを活用したアクティブ・ラーニング型授業を行い、生徒の政治への関心や参加意識を高める取組を進めます。
- 高等学校・特別支援学校高等部では、総務省・文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」などを活用し、政治的教養を育むとともに、選挙制度の理解を図ります。
- 国政選挙の投票率が18歳から19歳にかけて低下する傾向がみられることから、大学における高大接続を意識した主権者教育の取組を、県内大学に呼び掛けていきます。
- 家庭において選挙への関心を深めるため、選挙管理委員会などの関係機関と連携しながら、家庭への啓発活動を進めます。
- 学校教育における政治的中立性の確保に関する研修を継続的に行い、教職員が不安なく主権者教育を行うことができる環境を整えます。
- 児童生徒が、日本や世界の政治・経済の情勢、地域の課題等について深く学べるよう、行政機関や経済団体、大学・研究所などの学術機関、報道機関などと連携し、社会の第一線で活躍する人たちと児童生徒が語り合いながら、過去と現在に学び、自らの将来の姿、社会への参画、平和と公正等について深く考える機会を充実していきます。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(15) 生涯学習の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県の生涯学習をめぐる状況には、超高齢社会、子供・若者の貧困問題、家庭教育の困難化、社会のつながりの希薄化、外国人県民の増加による課題といった背景のほか、大学等や企業による積極的な生涯学習支援活動が展開されているなどの特色が見られます。
- 社会情勢の変化に対応し、豊かな人生を送るためには、学びによって、個人が自己を高め、自立することが求められています。また、その学びを通じて地域とのつながりや人と人との絆を再構築していくことも大切です。
- 「第2期愛知県生涯学習推進計画」の基本理念である「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」の実現に向け、長寿社会を豊かに生きる生涯学習、家庭と地域の教育力を高める生涯学習、持続可能な社会づくりを進める生涯学習、職業的自立を高める生涯学習、生涯学習推進体制づくりを柱とした施策を展開していきます。

施策の展開

① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実

- 生涯にわたって学び続ける態度を養うため、すべての学校種において、問題解決的な学びを推進します。
- 地域住民の学習を保障する拠点であるとともに、地域づくり・人づくりの拠点となる公民館の活動を支援します。
- 地域や学校等で「親の学び」学習プログラムを活用した講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。
- 愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」について、学習情報の情報提供機関数の増加を図るなど、県民への生涯学習に関する情報の提供を積極的に実施します。

② 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実

- 読み聞かせの意義や重要性を紹介するリーフレットを Web ページに掲載し、ブックスタート事業などでの活用を促進します。
- 幼稚園、保育所等での絵本の読み聞かせや、一斉読書、読書集会、読書週間等における読書活動など、幼児児童生徒が進んで本に親しむことができる機会を充実します。
- 愛知県子供読書活動推進大会や、高校生ビブリオバトル愛知県大会の開催等により子供読書活動を推進します。
- 児童生徒の読書に親しむ態度を育成するため、読書指導についての教員研修を充実します。
- 公立図書館と学校図書館の連携を促進し、魅力ある図書館づくりを推進します。

③ 学び直しの機会の充実

- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する「中学夜間学級」の改善の検討や、県内市町村における夜間中学の課題についての研究を進めます。(再掲)
- 若者・外国人未来応援事業による、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援を実施します。

④ リカレント教育、教養教育の充実

- リカレント教育についての理解を深めるためのフォーラムの開催など、取組の充実を図ります。
- 愛知県立大学において企業のモノづくり人材等を対象とした ICT 教育などのリカレント教育を実施します。
- 産業界と大学・専門学校が連携した、職業上の知識や技術を新たに修得させるための情報提供などの取組を推進します。
- 高等教育だけでなく、幼児期からの家庭教育、初等中等教育も含めた学校の教育活動全体、地域での様々な活動、社会生活における様々な体験や学習を通じた教養教育の充実を図ります。

⑤ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実

- 社会貢献意識、地域教育力、地域への愛着を高め、高齢者を含めた地域の人々の生きがいを生み出す地域学校協働活動を推進します。
- 多様な地域学校協働活動をつなぎ、住民同士の交流を促進し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働本部の設置を推進します。また、そのために地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置を支援します。
- 地域教育力の向上、絆づくり、地域課題解決など地域づくりを推進する社会教育関係団体の活動を支援します。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(16) 家庭教育・子育ての支援の充実

現状と課題、施策の方向

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭の教育的役割が果たされることは、あらゆる教育の基盤となります。しかし、家族構成の変化や、地域社会の人間関係の希薄化による子育て家庭の社会的孤立、ひとり親家庭や貧困家庭の増加など、家庭教育を行うことが困難な現状が見られます。
- 本県では、「あいち はぐみんプラン2020-2024」（2020年3月策定）、「あいち子ども・若者育成計画2022」（2018年11月策定）に基づき、すべての子供・子育て家庭への切れ目ない支援や、地域・社会の子育て力を向上する取組を進めています。
- 家庭教育や子育てについては、社会全体で子供や子育て家庭を応援する気運の醸成を図り、家庭や地域の教育力を高めていくことが重要です。また、企業や家庭などに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を推進し、性別による役割分担意識の解消を啓発する取組も必要です。
- 子育て支援においては、待機児童の解消や多様な保育サービスの拡充、放課後等における児童の居場所の確保が課題となっています。とりわけ、放課後対策については、国の「新・放課後子ども総合プラン」により、本県においても放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める必要があります。
- 貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすくなる傾向にあります。国が、2019年11月に改訂した「子供の貧困対策に関する大綱」による子供の貧困対策を総合的に推進していることを踏まえ、貧困の連鎖を食い止めるための取組を充実させ、子供たちの将来が、生まれ育った環境に左右されないよう、子供の貧困対策やひとり親家庭への支援に取り組んでいきます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした経済的困難から、子供たちを守るための取組を進めていきます。

施策の展開

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

- 親が子育てについて楽しく学べる、「親の学び」学習プログラム（県作成）を活用した講座の開設や、企業向けに家庭教育を深める研修を開催するなど、親としての学びと育ちを支援します。

- 中学生を対象にした赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問、高等学校の公民科や家庭科などの授業などを通じ、固定的な性別役割分担意識を解消し男女共同参画の意識を高める取組を進めます。
- 保育体験学習を行う高校生を積極的に受け入れている私立幼稚園や、幼稚園・保育所等における保育体験学習を積極的に推進している私立高等学校を支援します。

② 子育て家庭への支援

- 子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- 子育ての悩みや不安を持つ家庭を支援するために、家庭教育コーディネーターや、家庭教育支援員（ホームフレンド）などによる「家庭教育支援チーム」の相談活動をより充実していくとともに、市町村や関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。
- 「小1の壁」を打破し、待機児童の解消に向けて、放課後児童クラブの計画的な整備等を進めるとともに、それらを小学校内に開設することを目指します。また、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。
- 妊娠期からの児童虐待の予防に向けた啓発や、相談体制を整備するとともに、市町村や関係機関との連携を強化しながら、一体となって、切れ目ない支援に取り組みます。

③ ワーク・ライフ・バランスの啓発

- 「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等を企業に呼びかけたり、愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰を行うことで、県内のワーク・ライフ・バランス推進の更なる気運醸成を図ります。
- テレワークを広く社会に普及し、導入を推進することにより、個人・家庭の事情を考慮して働き続けることができる職場環境の整備を図ります。
- 「子育てハンドブック お父さんダイスキ」（県作成）の配信や家事・育児についての啓発・イベントなどの実施により、男性の育児参加を促進します。

④ 貧困状態にある子供たちへの支援

- 家庭環境に左右されずに、子供の学びの場が保障されるよう、公立小中学校において少人数教育を充実させるなど、きめ細かな学習指導を実施します。
- 公立小中学校へ引き続きスクールカウンセラーを配置し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 公立小中学校に対するスクールソーシャルワーカーの配置について、市町村への配置を促進・支援するとともに、関係機関と連携を強化し、教育相談体制の充実に取り組みます。
- 県立学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員及び適切な配置を進め、児童生徒が抱える課題に応じて適切に支援します。

- 不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーターによる訪問や電話、メール等による相談、家庭教育支援員の派遣を行い、児童生徒の心の安定に引き続き取り組みます。
- 社会的経済的背景により、学習する環境が十分整っていない子供に対して、市町村と連携し、地域未来塾や放課後子ども教室等を活用した学習機会の確保・提供を図ります。
- 定時制高校の生徒等の就労支援のため、就労アドバイザーを活用するなど、ハローワークと連携して、生徒の就職支援を行います。新規学卒者等についても、ヤング・ジョブ・あいちにおいて就職支援を行います。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。
- 公私立高等学校・専修学校高等課程等における就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、入学料・授業料減免、私立高等学校・専修学校高等課程等における入学納付金補助、授業料減免、特別支援学校等における就学奨励費制度を周知し、就学継続のための支援を行います。小中学校における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を引き続き働きかけます。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、家計が急変した世帯に対する奨学給付金の支給に取り組みます。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(17) 学校体育・生涯スポーツの充実

現状と課題、施策の方向

- スポーツ庁の2019年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子どもの体力は緩やかな向上傾向が見られますが、ピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。こうした体力低下の背景としては、社会状況や生活環境の変化による外遊びの減少などが考えられます。
- この調査における本県の体力合計点は、小学校・中学校の男女、全てで全国平均を下回るという結果となりました。こうした中で、各学校段階においては、「する、みる、支える、知る」等のスポーツとの多様な関わり方を育み、運動やスポーツの価値及び意義について理解し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、子どもの体力向上に取り組むとともに、各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することが求められています。
- スポーツには、人々が楽しさや喜びを得ることにより、より人生を楽しく健康で生き生きとしたものにするという効果があります。また、共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化にも貢献することができます。
- 近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化の進行など、人々を取り巻く環境が急激に変化しており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が課題となっています。また、価値観やライフスタイルの多様化が進み、心の豊かさを求めようとする意欲が高まっています。
- こうした課題に対して、本県では、2018年3月に改訂した「いきいきあいち スポーツプラン」に基づき、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実や、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、愛知のスポーツの振興に取り組んでいるところです。
- 2026年には、愛知県・名古屋市でアジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会が開催されます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の次の大きな目標となり、拡大するアジアとの交流を一層深める機会となるなど、日本全体にとっても大変意義のある大会です。この国際的スポーツ大会を契機として、スポーツの振興や観光の振興などを促し、地域の活性化につなげていきます。

施策の展開

① 学校体育の充実による体力の向上

- 幼児が、屋内外で様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。
- 小中学校においては、新たな体力向上運動プログラムの作成と ICT 機器を用いたプログラムの活用により、児童生徒の体力向上に向けて、学校体育の充実を図り、自ら進んで運動に親しみ、体力を高められるような児童生徒の育成に努めます。
- 体力づくりの優良校や体力テストの優良児童生徒の顕彰に引き続き取り組み、自ら進んで体力の向上を目指す児童生徒の育成を図ります。
- 経験豊かな教員の指導法等を学ぶ研修や、スポーツの安全性の向上や事故防止等に関する研修などを実施し、教員の安全指導・安全管理能力の向上を図るとともに、学校における教育活動全般を通じて、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な児童生徒が、障害の状態等に応じて体育活動に参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導を行うとともに、特別支援学校と小・中・高等学校が連携して、児童生徒が交流を楽しみながら、体力向上を図るための体制づくりを進めます。

② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実

- 親子で参加できる運動・遊びの機会の拡充や啓発活動などを通して、幼児期における遊びの重要性について、保護者を始め幼児に関わる人々の理解と意識の向上に努めます。
- 関係機関や市町村、統合型地域スポーツクラブ等と連携しながら、誰もが生涯にわたって健康増進を図り、前向きで活力あるスポーツ環境づくりに取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブが未配置の市町村に、広域スポーツセンターやクラブアドバイザーの派遣を通して、少なくとも1つは設置できるよう引き続き支援するとともに、活動の質的な充実により、継続的に運営できるクラブの育成を支援します。
- 地域スポーツを推進するため、県内の企業や大学等との連携を図り、体育の授業における大学生によるスポーツボランティアの活用や、地域スポーツの人材養成に向けた講座等の開催などの取組を支援します。
- 全ての人々がスポーツに親しむことのできる社会の実現に向けて、障害のある人が生涯にわたって、ニーズに合ったスポーツ活動を行えるよう支援に努めます。

③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討

- 教員の働き方改革に留意しつつ、新しい部活動の在り方について検討を進めます。
- 学校部活動の段階的な地域移行に向けて、生徒の希望に応えられるよう、部活動を地域の活動として実施できる環境の整備を進めるとともに、指導等を担う地域の人材確保に向けた仕組みの構築に取り組みます。

- 学校と総合型地域スポーツクラブ、企業、大学等が連携し、授業や部活動等への、地域のスポーツクラブ指導者やトップアスリート、スポーツボランティア等の活用を推進します。

④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興

- 2026年に開催されるアジア競技大会を通して、地域の活性化を図るため、様々な方と連携・協同しながら、「アジア競技大会を活用した地域活性化ビジョン」に沿った取組を推進します。
- 愛知・名古屋で開催されるアジア競技大会の成果をもとに、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげるため、「あいちスポーツコミッション」を軸として、地域の関係者の参画を得た取組を一層推進します。
- トップアスリートと一緒に運動を親しむことで、児童生徒や地域の人々が、スポーツや運動に対する興味・関心を高め、体力の向上を図れるように一層取り組みます。
- 愛知の競技力の向上に向けて、効果的にアスリートの強化を図ることができるように支援するとともに、2019年に設置した「あいちトップアスリートアカデミー」を活用し、オリンピック等の国際競技大会で活躍する地元選手の発掘、育成を引き続き図ります。
- アジア競技大会を機会とした世界との交流を通じた、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図るとともに、この大会を契機として生涯スポーツ社会の実現に向けた機運の醸成を図ります。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(18) 健康教育・食育の推進

現状と課題、施策の方向

- 子供の健やかな成長のためには、幼児期から望ましい生活習慣を身に付け、子供たちが生涯にわたって健康に関心を持ち、健康の保持増進や回復を目指して疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、学校・家庭・地域、あるいは関係機関とが連携しながら、啓発活動や体験活動など、健康に関する様々な指導を進めていく必要があります。
- 子供たちを取り巻く社会環境や生活環境は急激に変化し、特に、近年の情報化社会の進展は、健康や性・薬物等に関する様々な情報の入手を容易にしており、こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康にかかわる行動に大きく影響を与えています。
- また、10代の死亡原因の1位が自殺であり、原因・動機別では「学校問題」が最多となっていることから、学校における自殺予防に向けた取組の充実が必要です。
- さらに、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等が、健康上の大きな課題となっています。
- 2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、様々な感染症に対応した新しい生活様式を確立していくことが重要になっています。
- こうした課題に適切に対応し、これからの社会を生き抜いていけるよう、子供たち一人一人に対して、必要となる知識を収集し、それに基づいて考え、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を身に付けさせることをめざします。
- また、生涯にわたって健全な食生活を送ることができるようにするため、学校における教育活動全体を通して、家庭や地域、関係機関と連携しながら、食育に関する取組を進めます。

施策の展開

① 心身の健康づくりの充実

- 健康な体の育成のために、栄養のバランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について、啓発します。

- 心の健康問題、薬物乱用、起立性調節障害など、近年の子供たちを取りまく健康課題に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を実施します。
- 児童生徒の自殺予防に向けて、自殺予防啓発リーフレットなどを活用し、正しい知識の普及に努めるとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。
- 心の健康や健康な生活の送り方に関する内容について、小中高等学校、特別支援学校の保健の学習で、それぞれの発達の段階に応じた指導を充実します。
- 外部講師等による薬物乱用防止に関する講習会や研修を実施している私立高等学校を支援します。

② 医療的知識を学ぶ機会の充実

- 食中毒やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの感染症予防のため、保健所や専門機関等と連携し、新しい生活様式を踏まえた知識の普及や啓発を図ります。
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の保健師等と連携し、生活習慣病やむし歯・口こうの疫病予防、薬物乱用防止、心や性に関する健康等について、指導を充実します。
- 健康と命の大切さを育むため、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の協力を得ながら、がん教育に取り組みます。

③ 学校等における食育の充実

- 学校における食育の推進体制の促進と、食に関する指導の充実を図るため、教職員が実践的に活用できる専門研修を実施します。
- 「愛知を食べる学校給食の日」を設け、学校給食に地域や県内の食材を多く使用し、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発に取り組みます。
- 食育に対する関心を高めるため、体験学習の実施や、「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」の開催など、地域の食文化に触れる機会の充実を図ります。
- 幼稚園等において、基本的な食習慣の確立や食事作法の習得、食への関心の向上等を目指して、地域と連携を図りながら、給食や弁当を通じた食育の推進に取り組みます。
- 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「学校における食物アレルギー対応の手引」（県作成）をもとに、市町村や学校関係者を支援するとともに、リーフレットを活用し、食物アレルギーに関する保護者への啓発に取り組みます。
- 食育に関する外部講師等の講演会や研修、生徒の体験学習を実施している私立高等学校を支援します。

4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造

現状と課題、施策の方向

- 自分のふるさとを誇りに思い、ふるさとの伝統文化への理解を深め、尊重する態度を育むことは教育の普遍的な価値のひとつであり、グローバル社会において、その重要性はますます大きくなっています。そのため、子供たちがふるさとの人々や文化、自然、社会、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとの魅力を発見し、ふるさとへの愛着心を醸成するとともに、ふるさとを支えていこうという気持ちを喚起することが重要です。
- 児童生徒数の減少や社会状況の変化等を背景に、小中学校の小規模化や統廃合が進んでおり、高等学校においても将来的な学校配置を検討していきます。今後、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校を核とした地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進していきます。
- 一方、少子高齢化の進行に伴い、本県でも、人口減少地域においては、担い手の減少により地域文化の維持が難しくなっている実態があります。また、本県には、歴史的価値の高い文化財が数多く存在するとともに、地域に根ざした様々な祭礼や民俗芸能が伝承されています。歴史の中で生み出され、育まれ、今日まで守り伝えられてきた伝統・文化や文化財の保存を図り、次代に継承していくとともに、その魅力が県内外に伝わるよう公開・活用を推進していくことが求められています。
- さらには、新たな文化芸術を創造し、その魅力の発信を行うことも重要であり、「文化芸術創造あいちづくり推進方針」に基づき、文化芸術を担い、支える人づくりや、多様な個性・価値を実現する文化芸術の場づくりに取り組んでいきます。

施策の展開

① ふるさと教育の推進

- 小中学校において、地域の図書館、美術館、博物館等を活用した体験的な地域学習や、地元に着目した探究学習、キャリア教育の実施などを通して、児童生徒が自分の暮らしている地域と触れ合う機会の充実を図り、地域のよさや地域への愛着心、地域で生きる意味を考えることができる学習を展開します。
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で学校種を越えた連携を図り、地域社会を支える人材を育成する教育を推進します。

- コミュニティスクールや地域協働活動を積極的に進め、子供も大人も自らが主体となって地域とともに学校の活性化に取り組めます。

② へき地教育の振興

- 児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る県基準を継続するとともに、連携型の中高一貫教育を行う中学校には連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。
- ICT を活用して、複数の教室を同時双方向につなぎ、他の学校・学級と交流を進めながら学べる遠隔授業を実施し、少人数でも協働的な学びが保障される授業の展開を図ります。
- 小規模校の児童生徒が地域の枠を越えて行う集合学習や、地域と都市部の学校との交流活動、スクールバス運営への支援を行います。
- 地域を支える人材の育成を目指して、市町村及び地元企業等と連携しながら、中学生や高校生の職場体験等の充実を通じた地域の魅力に触れられる取組や、高等学校における地域課題の解決に向けた教育を推進します。

③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信

- 県内の山車まつり保存団体及び地元市町村が相互に交流・連携して愛知の山車文化の保存・継承と振興を図り、その魅力を県内外へ広く発信することを支援します。
- 東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡を紹介する「あいち朝日遺跡ミュージアム」が地域のにぎわいを創出する施設となるよう取組を進め、東海地方最大級の古墳「断夫山古墳」の保存・活用を目指した調査を行い、保存活用計画を策定します。
- 民俗芸能保存団体が出演する民俗芸能大会や保存団体が学校で地元の伝統文化を伝承する伝統文化出張講座の開催を通じて、保存団体の伝承活動を支援し、県民の民俗芸能への興味・関心を高めます。

④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり

- 愛知県高等学校総合文化祭「アートフェスタ」の開催により、高校生に文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術への関心を高め、豊かな創造性の育成を図ります。
- 愛知芸術文化センター及び県陶磁美術館での子供向け参加型プログラムの実施などにより、子供が文化芸術を体験する機会を提供します。
- 愛知県立芸術大学における教育研究の充実を図るとともに、若手芸術家の活動発表の場を提供する「アーツ・チャレンジ」の開催等を通じて、新進芸術家の育成を支援します。
- 学校における伝統文化の継承や、芸術振興の取組を進めます。

⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現

- 県立芸術大学を始め、地元の芸術系大学との連携を強化し、大学の研究成果の社会還元
の促進や、県民ニーズに対応した演奏会、講演会、美術展の開催等に取り組みます。
- 県内を拠点に活動している文化活動団体、及び地域の文化振興に資する団体による自主
的・自発的な文化活動を支援します。
- 愛知芸術文化センター及び県陶磁美術館のホールやギャラリーを、文化芸術団体などの
活動発表の場として活用し、文化芸術に関わる多様な交流・創造を進めます。

4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県では、子供たちが、将来、自立して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するため、幼児教育から高等学校までの発達段階に合わせたキャリア教育に取り組んできました。しかしながら、社会の変化により、求められる能力や態度も変化しており、より時代に合ったキャリア教育の在り方を検討する必要があります。
- 小中学校学習指導要領においては、キャリア教育の充実を図ることにより、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるようするものとされています。
- 県教育委員会作成の「キャリア教育ノート」では、小学校では夢や目標を見つけること、中学校では「なりたい自分」を見つけ、実現に向けた一歩を踏み出すこと、高等学校では自分の生き方、働き方を発見し、具体的に行動を起こすこと、特別支援学校では生きる力を育て、社会との接点、活躍する機会を増やすことを目標にしています。また、それぞれの段階で継続的にキャリア形成を積み重ね、キャリアパスポートに記録を残していくことを求めています。
- 高等学校のインターンシップについては、これまでは卒業後に就職を希望する生徒が多い専門学科等の高等学校を中心に行われてきましたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科等の高等学校においても、例えば、大学等の卒業が前提となる資格を要する職業を含めた、アカデミックインターンシップの実施など、生徒の特性を踏まえた多様な展開が求められています。
- 学校においては、生徒の特性、進路等を考慮したキャリア教育推進体制を充実させるとともに、地域や産業界等の協力を積極的に得られるよう連携協力体制を構築し、就業体験・実習だけでなく、生徒の円滑な社会への参入や職業人としての自己実現を見通せるという視点での、より効果的なキャリア教育を実施していきます。
- また、企業等における女性の活躍は、本県の発展・成長を支えていく重要な鍵となります。そのため、幅広い分野において、特にこれからの活躍が期待される理工系分野について、女子生徒の興味・関心を喚起するとともに、女性に対する社会の受け入れを促進するよう取り組んでいきます。

施策の展開

① 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- 公立小中学校では、キャリア教育の年間指導計画の作成・充実に努めるとともに、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア活動の取組をキャリアパスポートに記録し、蓄積します。
- 「魅力あるキャリアプロジェクト」を推進し、小学生では体験活動等を、中学生では職場体験等を核としつつも、現在の学校での学びと将来の職業とのつながりを見通し、学習意欲を高められるような、より効果的なキャリア教育の取組を推進します。
- 高等学校では、キャリア教育コーディネーター等を活用し、インターンシップ等に参加する生徒の増加を図ります。また、普通科を中心に、アカデミックインターンシップ等の取り組みを進めます。
- 高等学校の専門学科を対象として、地域産業の専門講座等を始め、工科高校、農業高校を対象とする様々な講座を開催します。
- 商業高校では、ICT活用力や英語力、マーケティングや会計等の実践的な能力を付けてインターンシップに臨むことで、例えば、地域産業の問題点に気づいたり、それを解決する新たなビジネスモデルを考えて試行してみたりするなど、スタートアップ等の新しい企業の創造にもつながる、これからのデジタル社会を支える人材の育成に取り組みます。
- 特別支援学校では、地域の福祉施設や企業等と連携し、小学部での見学や中学部での体験実習を一層進めるとともに、高等部における職業コースの充実を図ります。

② キャリア教育推進体制の充実

- 産業界・地域と連携したキャリア教育の強化を図るため、企業のキャリア教育への参画を促進するなど、地域全体でキャリア教育を推進するための仕組みづくりを進めます。
- 各職業学科において、時代のニーズを踏まえた魅力的な学科への改編を進めます。
- 拠点となる県立高等学校の定時制課程を総合学科に改編し、定時制課程におけるキャリア教育の充実を図ります。
- 特別支援学校における、就労アドバイザーの配置をさらに推進します。
- 職業訓練・研修、キャリア教育等の産業人材育成情報について、ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」により、情報を一元化・見える化した発信を行います。
- 地域の企業等と連携して、インターンシップを実施したり、外部講師等によるキャリア教育の推進に関する講演会、研修等を実施したりしている私立高等学校を支援します。

③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実

- ホームルーム活動時など、学校教育活動全体を通じて、男女の相互理解、協力についての実践的な態度を育成します。
- 男女を問わず、高校生に将来の社会人としての自覚を促し、求められる能力を育成するため、総合学科においては「産業社会と人間」の履修、普通科においては総合的な探究の時間の活用などにより、キャリア教育に関する授業を実施します。
- 産業社会において、女性の活躍する場が広がっていることから、女子生徒の理工系分野への関心を高めるため、産業界や大学と連携した取組を行い、その成果を広く発信します。

4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

(21) 産業を支える人材の育成

現状と課題、施策の方向

- 本県は、製造品出荷額等が全国1位を誇るものづくり県であり、今後も「ものづくり愛知」の伝統を支えるとともに、AIやIoT、ビッグデータ等デジタル技術を活用したビジネスモデルや製品・技術の創出など、新しい価値を生み出すことのできる人材を育成することが求められています。
- 将来の科学技術に関する学びや職業につなげていくためにも、科学的な体験等を通じて、子供たちの科学技術やものづくりへの興味・関心を高めるような学びの工夫や、地域産業の担い手を育成する職業学科での取組を充実する必要があります。
- 技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の変化に伴い、求められる資質・能力は変化し、今後も変化していくことが予想されます。社会に求められる資質・能力に的確に対応した人材の育成を図り、それぞれの分野に精通する高等教育機関や変化の最前線にいる地域の産業界から学ぶことができるよう、大学・専門学校や企業等と連携し、社会に開かれた教育を推進していきます。

施策の展開

① 科学好きの児童生徒の育成

- 少年少女発明クラブの支援や科学技術普及啓発イベントの開催を通じて、児童生徒のものづくりや科学技術に対する興味・関心を高めます。
- 「サイエンス実践塾出前授業」や「サイエンス体験研究室」など中高生向け科学体験授業の開催により、中高校生に科学の魅力を発信します。
- 「あいち科学の甲子園ジュニア」等、チームで切磋琢磨しながら評価される場の提供や、自然科学に関する問題を解決する楽しさや面白さの体験を通して、科学好きな生徒を育成します。
- 技能五輪メダリスト等を小・中学校及び特別支援学校に派遣し、技能者への憧れやものづくりへの関心を深めます。

② 産業教育の推進

- 地域や産業界等と連携・協力して、産業教育PRのための出展や発表などに取り組み、産業教育の魅力を広く県民に発信します。

- 学校のWebページや学校案内等による情報発信を積極的に行い、職業学科の教育内容や育成する産業人材像について、理解と啓発を図ります。
- 専門分野に関する研究や研修の機会を充実し、教員の資質向上を図ります。
- 産業教育の振興を図るため、老朽化した実習用設備を更新するとともに、進展する産業技術に対応した新規設備の整備を進めます。
- 農業科・水産科について、技術革新や環境に配慮し、6次産業化等に対応した学習内容を充実するとともに、海外市場を視野に入れた次世代の農林水産業の担い手を育成する教育の質の向上を図ります。
- 工業科について、優秀な理数工学人材やものづくり企業で活躍できる女性人材などを育成する学科・コースの設置や新しい時代にふさわしい学校名への改称により、魅力向上を図ります。
- 商業科について、地域企業と連携した実際のビジネスを体験する事業の実施や専門性の深化と多様な進路実現を目指した学科改編を検討します。
- 家庭科・看護科・福祉科について、さまざまな生活関連産業の課題に対応できる人材を育成するため、地域や企業と連携して、専門教育の充実を図ります。また、医療・福祉機関等との連携を強化し、高度化・多様化する看護・介護現場のニーズに対応できる看護人材・介護人材の育成を図ります。
- 総合学科について、これまで設置した総合学科の現状と課題を検証し、必要に応じて教育課程の見直しや施設・設備の更新等を図るとともに、社会的ニーズや地域の実情を踏まえながら、必要に応じて各校の系列の見直しを検討します。
- 産業の複合化に対応するため、各職業学科が連携した取組や複数の職業学科の内容を総合的に学ぶ新しいタイプの総合専門高校の設置を研究します。

③ 大学・専門学校、産業界との連携

- 地域の産業界、労働界、教育機関、職業能力開発機関など産学行政の連携により、ものづくり・職業教育を促進し、産業人材の育成を支援します。
- 大学・専門学校との連携により、STREAM教育を推進するとともに、高等学校では学ぶことができない先進的な理数教育を受ける機会を高校生に提供します。
- 全国初の公設民営により設置した愛知総合工科高等学校専攻科における企業との連携など特色ある教育を推進します。
- 県内大学のデジタル技術学習の場としてのブランド化の推進や、企業と連携した課題解決型学習（PBL）の実施に加え、産業界のニーズを踏まえた人材育成の更なる方策の検討などに取り組み、産学行政が連携してデジタル人材の育成・確保を推進します。

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(22) グローバル社会への対応の推進

現状と課題、施策の方向

- グローバル社会において、我が国が今後も持続的に発展していくためには、トップ・リーダーの育成はもとより、様々な分野において、グローバル社会に対応できる中核的・専門的な人材や、「Society 5.0」と呼ばれる新しい時代に対応できる人材の育成が必要です。
- 子供たちが日本人としての自覚を持ち、グローバル社会の中で主体的に生きていくためには、自国及び他国の伝統・文化・地理・歴史に対する理解を深め尊重する態度を育ていくとともに、多文化共生社会で求められる強い精神力と、自分とは異なる歴史や文化に立脚する他者に対して共感する力を身に付けさせることが重要です。また、新たな時代を牽引する様々な分野において、AIやデータを最大限活用し展開できる人材の育成も課題となっています。
- グローバル社会の中で、本県で生活する全ての子供が、将来、自らの能力を十分発揮しながら活躍できるよう取り組むとともに、ICTを駆使してグローバルな視野で課題を解決できる人材の育成を図ります。また、多文化共生社会の実現に向け、全国で最も多い外国につながりを持つ児童生徒の教育を充実させるなど、教育環境の整備を図ります。

施策の展開

① グローバル社会で活躍できる人材の育成

- グローバル人材育成の全県的な拠点校となる県立高等学校に国際探究科を新設し、地域の特性を生かした企業等との連携による教育活動に取り組みます。また、国際バカロレア（IB）ディプロマ・プログラムの趣旨を踏まえ、探究的な学習を推進するための先進的な教育課程の研究に取り組み、成果の普及を図ります。
- スーパーグローバルハイスクール（SGH）の成果を踏まえ、本県独自のあいちグローバルハイスクール（AGH）の指定を進めることにより、他の県立高等学校とも連携して国際的教養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーや地域と国際社会との架け橋となる人材を高等学校段階から育成します。

- 英語教育の一層の充実を図るため、第2期の「スーパーイングリッシュハブスクール事業」を推進するとともに、ALTの配置拡充に努めます。
- 「イングリッシュキャンプinあいち」や、「イングリッシュ1Dayツアー」において、それぞれの事業の成果が一層高まるよう大学や企業との連携を視野に入れた事業の充実を図ります。また、2013年度から実施している「イングリッシュフォーラム」の充実にも努めます。
- 異文化を理解し、グローバルな視野を養うには海外の文化に直接触れる経験をもつことが重要であることから、生徒の留学支援の拡充とともに、各学校が実施する海外の学校との姉妹校提携や学校間交流の取組の一層の活性化と拡大に努めます。
- 2014年度に本県で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」の成果を継承するため、各校のユネスコスクール申請手続きを支援するなど、加盟を促進します。
また、各学校における総合的な探究の時間やAGH等の取組を通して持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。(再掲)
- グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーの育成を目指し、市町村、産業界、大学、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する研究を行い、その成果を全県に普及します。
- 英語、プログラミング的思考、財務会計の知識を備え、ICTを使いこなしてグローバルな視野で課題を解決できる人材の育成を目指し、ICT企業、人材育成企業と連携して、商業科における教育内容の見直しを検討していきます。
- 2026年開催のアジア競技大会を契機とした国際理解教育を進めます。
- 国際バカロレアの指定を受けている私立高等学校を支援します。

② 多文化共生に向けた教育の充実

- 公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員や語学相談員の配置、県立高等学校・特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。
- 外国人児童の円滑な小学校入学を図るため、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレスクールの設置を促進するとともに、各教室のネットワーク化による内容を充実します。
- 市町村教育委員会への「日本語能力測定方法」活用の働きかけによる、公立小中学校における日本語能力の把握及び適切な支援を充実します。
- 公立小中学校が個に応じた編成・実施する「特別の教育課程」により、民間の教育支援サービスなど、ICTを活用しながら、日本語指導の充実を図ります。
- 愛知県公立学校教員採用選考試験における「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語）堪能者選考」を継続して実施するなど、日本語指導充実のための人材を確保します。

- 管理職や日本語教育適応学級担当教員、語学相談員を対象とした研修を充実します。
- 教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。
- 県立高等学校における外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜を実施するとともに、多言語による入学者選抜制度の案内など、情報提供の充実を図ります。
- 生徒の日本語習得の状況に応じたきめ細かな指導や相談体制を充実するなど、高等学校入学後の支援体制を強化します。
- 日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行います。
- 若者・外国人応援事業、地域未来塾における高等学校卒業程度認定試験に向けた学習支援及び日本語指導を拡充します。
- 「あいち地域日本語教育コーディネーター」の派遣により、地域の日本語教室の設置・運営等について指導・助言を行います。
- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」により、市町村における日本語教育を支援します。
- 地域の子供向け日本語教室で活動するボランティアの人材不足の緩和や指導内容の充実を図るため、ボランティア養成講座やスキルアップ研修を行います。

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(23) 外国語教育の充実

現状と課題、施策の方向

- グローバル社会においては、国際共通語としての英語の力がますます重要になっています。子供たちが英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積み重ねながら、積極的に英語を使おうとする態度を育ていけるよう、英語教育を充実していく必要があります。
- 本県では、「あいち国際戦略プラン」における人材育成を支える、あいちグローバル人材育成事業を2013年度から立ち上げ、児童生徒の英語力の強化及び国際交流等を通じた学ぶ意欲の向上に努めてきました。その結果、高校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、2019年度調査で36.7%と、2013年度の21.5%から約15ポイント上昇しました。この結果は、各学校において、適切な学習到達目標を設定したり、四技能をバランスよく育成するためのパフォーマンステストを導入したりするなど、一人一人の教員が授業改善を推進してきた成果であると考えられます。一方で、授業における生徒の英語による言語活動の実施状況や、英語担当教員の英語の使用状況については、学校間で取組に差が見られるなど、改善の余地が残されています。
- そのため、子供たちの英語力向上のために必要となる人材の確保や教員研修、学校における指導体制の充実に、県・市町村・大学等が連携して取り組んでいきます。また、新学習指導要領により、今まで小学校5・6年生で行われていた「外国語活動」が小学校3・4年生で必修となり、5・6年生では正式な教科としての「外国語（英語）科」となっていることから、小・中・高等学校のつながりを意識した取組を進めます。

施策の展開

① 英語教育の充実

- 英語教育の一層の充実を図るため、第2期の「スーパーイングリッシュハブスクール事業」を推進するとともに、ALTの配置拡充に努めます。(再掲)
- 「イングリッシュキャンプ in あいち」や「イングリッシュ1Day ツアー」において、それぞれの事業の成果が一層高まるよう、大学や企業との連携を視野に入れ、さらなる充実を図ります。また、2013年度から実施している「イングリッシュフォーラム」の充実に努めます。(再掲)

- 公立小・中学校でALT、外部講師を活用できるよう、国の動向も踏まえながら、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。
- 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。
- ICTの活用や民間企業と連携し、児童生徒の個々の能力に応じた学習の在り方の研究を進めるなどして英語教育改善の取組を進めます。
- ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育担当教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。
- 英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校等を支援します。

② 小・中・高のつながりを意識した英語教育の充実

- 県立学校において、中学校との相互の授業参観と研究協議を行うなど、小・中・高等学校のつながりを意識した取組を推進します。

③ 教員の研修の充実

- 新学習指導要領の実施に向けて、小学校の中核教員、中学校英語担当教員を対象に研修を行います。
- 英語を高いレベルで使いこなす人材の育成を目指し、県内12地区において、拠点校を中心に、研究授業や研究協議、ワークショップ、講演会などを実施し、地区内の英語科教員全体に研究成果を還元することで、県立高等学校全体の英語力の向上を目指します。
- 県内全域の県立高等学校の英語科教員を対象とした研修等を通して、「求められる英語力を有する教師の割合の向上」、「求められる英語力を有する生徒の割合の向上」、「CAN-DOリスト形式での学習到達目標の整備の促進」、「生徒の英語による言語活動時間の割合の向上」、「パフォーマンステストの実施状況の改善」及び「英語担当教員の英語使用状況の改善」を目指します。

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実

現状と課題、施策の方向

- 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国最多（9,100人：2018年5月現在）であり、今後も増加が見込まれています。また、2019年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づいて策定された基本的な方針により、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施することとされたことから、日本語指導が必要な子供たちへの支援を更に充実させる必要があります。
- 外国人児童生徒への教育については、自治体や学校における取組やNPO等による支援の状況が、地域によって差が生じています。
また、未就学の子供や日本語も母語も習得が不十分なまま中学校を卒業した人などに対応するため、個々の状況やニーズに応じた学びの場を提供することが求められています。
- 今後は、外国人の子供の就学促進や学校への円滑な受入れのための取組を、関係機関が連携して進めるとともに、人的配置の充実やICTの活用などを含めた支援を推進することにより、外国人児童生徒が、誰一人取り残されない体制の確立をめざします。

施策の展開

① 外国人児童生徒の教育の位置づけの明確化

- 各自治体の業務として明確に位置付けるよう、市町村へ働きかけます。
- 関係する機関が連携し情報を共有する体制を構築します。
- 学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換の場など、学校とNPO等との連携を深めます。

② 受け入れ体制整備の支援

- 公立小・中学校への日本語教育適応学級担当教員や語学相談員の配置、県立高等学校・特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。（再掲）
- 円滑な小学校入学を図るため、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレスクールの設置を促進するとともに、各教室のネットワーク化による内容を充実します。

- 市町村教育委員会への「日本語能力測定方法」活用の働きかけによる、公立小・中学校における日本語能力の把握及び適切な支援を充実します。(再掲)
- 公立小・中学校が個に応じた編成・実施する「特別の教育課程」により、日本語指導の充実を図ります。

③ 日本語指導に関わる教員の資質向上

- 愛知県公立学校教員採用選考試験における「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語）堪能者選考」を継続して実施するなど、日本語指導充実のための人材を確保します。(再掲)
- 管理職や日本語教育適応学級担当教員、語学相談員を対象とした研修を充実します。(再掲)
- 教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。(再掲)

④ 学び直しのための施策の充実

- 日本語習得が不十分なまま中学校を卒業した人や、中学校卒業資格の取得を希望する人等、個々のニーズに応じた学び直しのための場を提供するための方策を検討します。
- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する中学夜間学級の改善の検討や、県内市町村における夜間中学の課題についての研究を進めます。(再掲)
- 若者・外国人未来塾事業により、外国人に対する日本語学習支援を実施します。

⑤ 高等学校における配慮

- 県立高等学校における外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜を実施するとともに、多言語による入学者選抜制度の案内など、情報提供の充実を図ります。
- 生徒の日本語習得の状況に応じたきめ細かな指導や相談体制を充実するなど、高等学校入学後の支援体制を強化します。

⑥ ICTの活用

- 児童生徒への日本語指導や保護者への情報提供、成人した外国人の学び直しなどについて、オンライン学習の活用を推進します。
- 外国人児童生徒や保護者に向けて、就学や高校入試に関する情報、各学校からの連絡などを、SNSを活用して配信する体制の整備について検討を進めます。

⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援

- 「あいち地域日本語教育コーディネーター」の派遣により、地域の日本語教室の設置・運営等について指導・助言を行います。(再掲)
- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」により、市町村における日本語教育を支援します。(再掲)
- 地域の子供向け日本語教室で活動するボランティアの人材不足の緩和や指導内容の充実を図るため、ボランティア養成講座やスキルアップ研修を行います。(再掲)

⑧ 保護者に対する働きかけの推進

- 日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行います。(再掲)

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(25) 学校における働き方改革

現状と課題、施策の方向

- 本県では2017年に「教員の多忙化解消プラン」を策定し、「勤務時間外の在校時間が月80時間を超過している教員の割合を、2019年度までに0%にすることを旨とする」という目標の達成に向けて様々な取組を実施してきましたが、長時間勤務をした教員の割合は減少したものの、目標を達成できていない状況にあります。
- 教員の長時間勤務や過密労働が注目され、教員採用選考試験の志願倍率の低下が続いています。意欲と能力のある人材が教職を志すことがなくなり、資質の低下が危ぶまれています。心身の健康の保持の観点からも、学校教育の水準の維持の観点からも、教員の長時間勤務の是正は、「待ったなし」です。
- 2019年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。同時に策定された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を2019年12月に法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。
- 法改正に基づく国の指針において、勤務時間外の在校等時間の上限として「1箇月45時間、1年間360時間」を遵守することが示されました。これを受けて、本県においても、2021年4月施行の「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針（上限方針）」において、勤務時間外の在校等時間の上限（1箇月45時間、年間360時間）を定め、在校等時間の客観的な計測を行うこととしました。2021年度以降は、「教員の多忙化解消プラン」に代わり、この上限方針に基づいて教員の働き方改革に関する取組を推進します。
- 「教員の多忙化解消プラン」の効果を検証しつつ、今後は更なる在校等時間の短縮のための取組を進める必要があります。これまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有し、取組をただちに実行していきます。

施策の展開

① 学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し

- 子供に関わる活動の多くを学校で引き受けてきた「自前主義」から脱却し、学校の本来の役割を明確にします。
- 「教育の質保証」の観点から、教員が本来担うべき職務に専念できるよう、大胆な業務の削減や平準化を行います。

② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用

- 学校が担ってきた業務を見直し、必ずしも学校のみが担う必要のない業務を切り離し、地域活動への移行や外部委託化等を進めます。
- 専門スタッフの学校への配置をさらに拡充します。

③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築

- 民間企業等とも連携し、上限時間を超過した教員に対する校長等のマネジメント体制や長時間勤務者が多い学校への支援体制を構築します。
- 県立学校における働き方改革に向けて、取り組むべき内容や実践例（ガイドライン）を作成し、各県立学校に通知します。市町村立学校に対しては、実践例をモデル的に提示し、同一方向での実施を呼びかけます。
- 県立学校でのストレスチェックによるセルフケアの促進と職場環境の改善、管理職によるラインケアの推進、専門スタッフによる支援を実施します。

④ 部活動の在り方の見直し

- 部活動本来の目的である児童生徒の健全育成の観点から、「部活動指導ガイドライン」の遵守を徹底します。
- 対外試合を実施しない日の設定など、公立と私立が連携した、部活動指導に係る業務削減の取組を推進します。
- 個々の部活動顧問・生徒の活動実態を踏まえながら、各競技団体と連携し、各種大会の精選を推進します。
- 中学校及び高等学校における部活動の位置付けの違いを踏まえ、学校種、競技等に応じた活動形態の在り方を検討します。中学校については、学校単位から地域単位の取組とすること、高等学校については、校内で行う活動と競技力・技術の向上をめざす活動との棲み分けを検討します。
- 学校部活動の段階的な地域移行に向けて、国の動向も踏まえ、「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策の検討進め、持続可能な活動のための環境整備を行います。

⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現

- 教員の定数を改善し、小学校、中学校、高等学校の全ての学年において、少人数学級の早期実現を目指します。

⑥ ICTの活用による業務改善

- オンラインによる会議や研修をさらに推進するとともに、研修等の見直しを進めます。
- 校務支援システムや業務支援アプリなど、ICTの活用による業務改善を推進します。

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(26) 開かれた学校づくりと学校への支援

現状と課題、施策の方向

- 急速な社会経済環境の変化や取り組むべき教育課題の複雑化に対応し、社会総掛かりでの教育の実現を図るためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組んでいくことが大切です。
- 学校と地域が連携・協働して地域全体で子供たちを育む活動である地域学校協働活動を推進する体制として、「地域学校協働本部」を早期に全ての小中学校区をカバーして構築することを目指しています。
- 進学等による環境の変化に子供たちが円滑に対応できるよう、また、地域全体で子供たちを育む体制を整えるため、学校種や設置者間の連携を深めることが求められています。
- 今後は、「開かれた学校づくり」から、さらに一步踏み出し、学校と地域が教育目標やビジョンを共有する「社会に開かれた教育課程」を実現し、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ります。

施策の展開

① 地域による学校への支援体制づくりの推進

- 地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加等を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図ります。
- 地域学校協働活動を行っているコーディネーター等を対象とした研修の充実を図り、学校支援などの地域活動に参加する人材の育成を図ります。
- 県立高等学校と地域をつなぐコーディネーターの配置やコンソーシアムの設置など、学校活性化のための方策を研究します。
- 学校を支援する仕組みとしてのコミュニティ・スクールの設置に向けた研究を進めるとともに、地域の実情を踏まえた方法で導入する市町村の取組を支援します。

② 地域人材の活用

- 2023年度から休日の部活動を地域に移行するという国の方針に基づき、地域人材の確保や費用負担の在り方等について検討し、円滑な地域移行を進めます。
- 部活動の地域移行の動きを踏まえつつ、部活動指導員の配置の拡充を図ります。

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境を実現するため、「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけます。
- 語学相談員・外国人生徒教育支援員の配置を拡充し、外国人児童生徒へのさらなる支援の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒を支援します。
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校への支援を引き続き進めます。

③ 学校を核とした地域づくり

- 地縁的組織を含めた地域と学校との連携・協働を進め、緩やかなネットワークをつくりながら協力関係の構築を図ります。
- 学校の特色ある教育活動等に関する情報を、地域に対して積極的に発信します。
- 地域を支える人材の育成を目指して、市町村及び地元企業等と連携しながら、中学生や高校生の職場体験等の充実を通じた地元の魅力に触れられる取組や、高等学校における地域課題の解決に向けた教育を推進します。(再掲)

④ 異なる学校種間・設置者間の連携

- 幼稚園・保育所等と小学校との交流活動・合同研修の実施や、幼児期と児童期のつながりを意識した教育活動の在り方について普及・啓発するなど、幼児教育と小学校教育との連携強化を図ります。
- 「東三河地域連携教育推進事業」の成果も参考にしながら、地域の実情に応じた、異なる学校種間・設置者間における教育の推進を図ります。
- 中学校から高等学校への接続を円滑に行うため、教員間の交流や人事交流を進めるとともに、高等学校の魅力を中学生や中学校の教員に伝える機会を積極的に設けます。
- 障害のある児童生徒が、それぞれのニーズに応じた適切な支援・指導が受けられるよう、支援情報を確実に進学先へ引き継ぐ体制づくりを進めます。
- 生徒の個性や創造性を伸ばす中等教育学校や併設型中高一貫教育校についての研究を進めます。
- 高大連携の取組を実施している私立高等学校への支援を充実します。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施の検討や、公私間協議により、高等学校の生徒募集や中学校 3 年生の進路実現に係る公私に共通する課題について協議を行います。

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(27) 教員の人材確保と資質向上の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県の教育をさらに充実させるためには、優れた教員の確保と資質向上が不可欠ですが、近年、教員の大量退職等によって年齢構成や経験年数に不均衡が生じており、また、教員採用選考試験の志願者減少に伴う教員の質の低下への懸念などの課題があります。
- さらに、新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導方法の改善や、ICTを活用した教育の推進、外国人児童生徒への教育など、多様な教育課題に対応するために、個々の教員の専門性を高める必要があります。
- 県教育委員会では、「愛知が求める教師像」として、「広い教養と豊富な専門的知識・技能を備えた人」、「児童生徒に愛情をもち、教育に情熱と使命感をもつ人」、「高い倫理観をもち、円満で調和のとれた人」、「実行力に富み、粘り強さがある人」、「明るく、心身ともに健康な人」、「組織の一員としての自覚や協調性がある人」を掲げており、その実現に向けて、人材の確保と資質の向上を図るための取組を充実させていきます。

施策の展開

① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進

- 真に教員としての適性を有する多様な人材を確保するため、教員採用選考試験における選考の種類、選考試験内容をさらに充実させます。
- 教員採用選考試験の受験者数の増加に向け、学校における働き方改革の推進による教員が働きやすい環境づくりとともに、大学生、高校生等に対するPR活動を強化します。
- 大学との連携による学校インターンシップの導入に向けた検討を進めるなど、教職課程の学生に対する学校現場の体験機会等の充実を図ります。

② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成

- 「愛知県教員育成指標」を踏まえた「愛知県教員研修計画」により、初任者から中堅教員、ベテラン教員、管理職まで、教員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修を実施します。

- 県教育委員会と県内の教員養成を行う大学等とで構成する「教員の資質向上に関する協議会」において、本県が求める教員の育成に向けた協議を行います。
 - 学校内のミドルリーダーとなる人材の育成を目指した研修を実施するとともに、各学校における研究成果や優良事例の横展開、教員同士が学び合い、高め合う「教員コミュニティ」の構築に向けた検討を進めるなど、校内研修の充実を図ります。
 - 新学習指導要領の円滑な実施に向けた、主体的・対話的で深い学びやユニバーサルデザインの授業などの研修を充実します。
 - 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修の充実を図ります。
 - ICTを活用した教育の指導方法等について教員研修を充実させ、指導力のさらなる向上を図ります。
 - 特別支援教育コーディネーターや担当教員を対象とした研修を充実させ、専門性の向上を図ります。
 - 外国人児童生徒への教育を充実させるため、外国人児童生徒への教育を担当する教員を対象とした日本語指導法等の研修を充実させます
 - メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた研修を充実します。
 - 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上を図るとともに、特別支援学校の教員が、全ての特別支援教育領域の免許状を取得することを目指します。
(再掲)
 - リーダーとなる人材の育成を図るため、小中学校・高等学校と特別支援学校との人事交流や大学・研究所への派遣を積極的に進めます。(再掲)
 - 実務経験や専門的知識を有する社会人の積極的な活用や、アクティブ・ラーニングに係る研修に取り組んでいる私立中学校、高等学校を支援します。
- ③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
- 研修の中核的な役割を担う県総合教育センターの機能強化に向けた検討を行います。
 - 体系的な教員研修計画の推進に向け、教育委員会事務局の体制を強化します。

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(28) 学校施設・設備の充実

現状と課題、施策の方向

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、安全・安心で質の高い施設環境を構築する必要がありますが、災害時は地域住民の避難所としての役割も果たすことから、これまでは、非構造部材などを含めた施設の耐震化を中心とした防災機能の強化など、安全性を優先して進めてきました。
- 県立学校の施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の生徒急増期に建設された建物の割合が高くなっています。今後、こうした建物が一斉に建替え（改築）の時期を迎えることから、中長期的な視点の下、「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの乾式化・洋式化への環境改善や空調設備の設置など、快適な施設環境の整備に取り組んでいきます。
- また、GIGAスクール構想の実現を前提とした、新しい時代の学びを支える学校教育のICT化を図るとともに、理科教育・産業教育環境の充実など、魅力ある学校づくりを進めるための施設整備を推進します。
- さらに、特別支援学校の教育環境改善のため、国において定める設置基準への対応や、児童生徒の増加に伴う教室不足の解消に向け、新設や増築を検討するとともに、インクルーシブ教育システムを構築していくための環境整備の充実が求められます。
- 高等学校では、新学習指導要領において、不登校生徒など、特別な配慮を必要とする生徒への対応が求められていることから、普通科において生徒が自分のペースで学習することができる新たな学習環境を備えた学校を設置する必要があります。
- 一方、児童生徒の減少が見込まれる地域においては、学校の活性化・魅力化方策を一層進めるとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、全県的な学校配置の具体的な構想について検討を進めます。

施策の展開

- ① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進
 - 天井材など非構造部材の耐震化を進め、災害時における避難場所としての役割を強化します。
 - 「県立学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設改築・改修を実施します。
 - 私立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における非構造部材の耐震化、老朽化に伴う改修や危険建物の改築を支援します。
- ② 快適な教育環境の実現
 - 長寿命化改修に合わせ、早期にトイレの乾式化・洋式化を実現します。
 - 県立高等学校の普通教室に公費負担により空調設備を整備します。
 - 県立特別支援学校においては普通教室に加えて特別教室に空調設備を設置します。
- ③ 理科教育・産業教育環境の充実
 - 県立高等学校において、理科実験に必須となる物品の整備を継続するとともに、新学習指導要領の実施を踏まえ、「理数探究」、「理数探究基礎」等の探究的な学習を実施するために必要な実験環境の整備に努めます。
 - 老朽化が著しい産業教育設備や、技術革新による実習内容の変更に伴う産業教育設備を更新するため、産業教育設備の基本方針を策定し、産業教育設備を計画的に整備します。
- ④ ICT機器などの教育環境の整備の推進
 - 「1人1台端末」の整備を始め、各教室へのプロジェクタ等の配備やネットワーク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合したICT環境の実現を目指します。
 - 今後不足することが予想されるICT人材の育成に向けたICT教育環境の整備を図ります。
 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推し進めるため、県立高等学校にアクティブラーニングルームを整備するなど教育環境の充実を図ります。
- ⑤ 特別な支援を必要とする子供のための教育環境の充実
 - 新たな特別支援学校の設置を検討します。
 - 国において定める特別支援学校の新たな設置基準への対応を検討します。
 - 長時間通学解消のため、分校・分教室の設置やスクールバスの整備を推進します。
 - 県立学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実について検討します。
- ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置
 - 多様な生徒のニーズに応える様々なタイプの高等学校の設置を検討します。
 - 生徒が減少する地域の実情を踏まえた学校配置を検討します。

7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障

現状と課題、施策の方向

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の学校で長期にわたり学校の臨時休業措置が取られ、通常の教育活動を行うことができない状況となりました。
- 今後、こうした新たな感染症や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害、南海トラフ地震発生による災害等の緊急事態に、やむを得ず学校の臨時休業等が行われる場合であっても、必要な教育活動を継続し、子供たちの学びを保障することが必要です。
- このため、子供たちが臨時休業等により登校できない場合においても、子供たちと学校との関係を継続し、学習の保障や心のケア、虐待の防止を図れるよう、ICTの活用や分散登校の実施などにより、切れ目のない学習環境の整備を進めていきます。
- また、学校再開後においても「学校の新しい生活様式」を踏まえた、安心・安全で健やかに学習できる衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制の構築、必要な施設・設備の整備を進めていきます。

施策の展開

- ① ICTを活用した学びの保障
 - 国のGIGAスクール構想により整備する校内LAN や1人1台端末を始めとする、学校のICT環境の整備を加速化し、オンライン教育が可能となるよう通信環境を整備するとともに、研修の充実等による教員の指導力向上を図ります。
 - 災害や感染症等による学校の臨時休業などの緊急時における学びの保障の観点から、学校・家庭において学習できる、オンライン学習システムの活用を検討します。

- ② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備
 - 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境を実現や、地域の避難所としての防災機能を確保するため、「学校の新しい生活様式」を踏まえた教職員配置や、安心・安全で健やかに学習や生活ができる学校施設の整備を図ります。

- ③ 心のケア実施体制の充実
 - 災害や感染症等による学校の臨時休業時に登校できない場合においても、子供たちとの関係を継続させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携し、心のケアや虐待防止を図ります。

- ④ 学校保健衛生対策の充実
 - 新型コロナウイルス感染症に負けない学校づくりに向けて、各県立学校において感染症対策を徹底するうえで必要となる保健衛生用品を整備します。
 - 特別支援学校のスクールバスにおける感染リスク低減を図るため、スクールバスの増車を継続します。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品を整備する私立学校を支援します。

- ⑤ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し
 - 学校における安全上の課題や地域の特性及び学校安全に関する取組の実践状況等を踏まえ、「あいちの学校安全マニュアル」等を参考にしつつ、災害発生時にも適切な対応ができるよう、必要に応じて学校安全計画や危機管理マニュアルを継続的に見直していきます。

7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

(30) 安全・防災教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 学校における安全教育は、日常生活で発生する事件・事故や犯罪に対する生活安全、交通事故などに対する交通安全、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害や、今後発生が懸念される南海トラフ地震などの自然災害などに対する災害安全のそれぞれの観点から行っています。
- 加えて、子供たちが学校における活動中の事故や、登下校中に事件や事故に巻き込まれる事案、スマートフォンやSNSの利用を巡るトラブル、異常気象による子供の熱中症の多発、外国からのミサイル攻撃に対する対策など、従来想定されなかった新たな危機事象も発生しています。
- こうした現状を踏まえ、学校における安全教育として、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために、子供たち一人一人が主体的に行動する態度を育成していく必要があります。
- 今後も、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基本として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全な社会づくりに参加し貢献できるよう、子供たちの安全に関する資質・能力を育成します。

施策の展開

① 安全に向けた実践的な活動の充実

- 学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者等の情報を提供するとともに、緊急時における幼児児童生徒の安全確保を図ります。また、高速通信技術等のICTの活用も検討していきます。
- 各小学校の実情に応じて、スクールガードによる児童の登下校時等の見守りに努めます。
- 学校安全計画に基づき、関係機関と連携して、通学路の危険箇所の点検や交通安全指導、避難訓練、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行い、常に安全教育・安全管理等に配慮した学校経営を行います。
- 大規模災害や事故等の発生に備えて、非常時における学校と家庭との連絡システムや幼児児童生徒の引き渡し方法、安否確認のための災害伝言板や伝言ダイヤルの活用等について周知します。また、高速通信技術等のICTの活用も検討していきます。

- 不審者に対する対策として、特別支援学校に防犯カメラを設置します。
- 熱中症ガイドラインに沿って、天候や気温に応じた適切な行動がとれるようにします。
- 特別支援学校に設置した緊急地震速報受信システムを活用し、避難訓練を実施します。
- 安全・防災に関わる情報収集・伝達について、最新のICTを活用した手法への変更を検討していきます。
- 火災、地震、津波等の災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習、交通安全に関する講習会や研修を行っている私立中学校、高等学校を支援します。

② 安全に関する学びの充実と人材の育成

- 各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との関連を図り、防災に関して教科横断的な学びができるように工夫します。
- 防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。
- 消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。
- 高校生を対象に、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図ります。
- 安全教育担当教員を対象とした研修を行い、各学校で実践的な防犯教育、交通安全教育、防災教育が行われるようにします。
- 新任校長や経験の浅い教員を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めます。
- 災害や防災、救急救命法に関する学習を行っている私立中学校、高等学校を支援します。